

I.労働安全衛生法

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）は、労働基準法と相まって、労働災害の防止に関する総合的、計画的な対策を推進することにより、職場における労働者の安全と健康を確保し、さらに快適な職場環境の形成を促進することを目的として定められているものです。

労働安全衛生法では、これらの目的を達成するために事業者や労働者が構すべき措置・対策等が定められていますが、具体的な内容については、労働安全衛生法施行令や労働安全衛生規則、粉じん障害防止規則等の厚生労働省令において定められています（図1参照）。

また、健康障害の防止や労働者の健康保持増進のために必要な措置や対策等は、このほかにも作業環境測定法やじん肺法等の法律やこれに関連する政省令で示されており、これらによる対策を講じることが必要です。

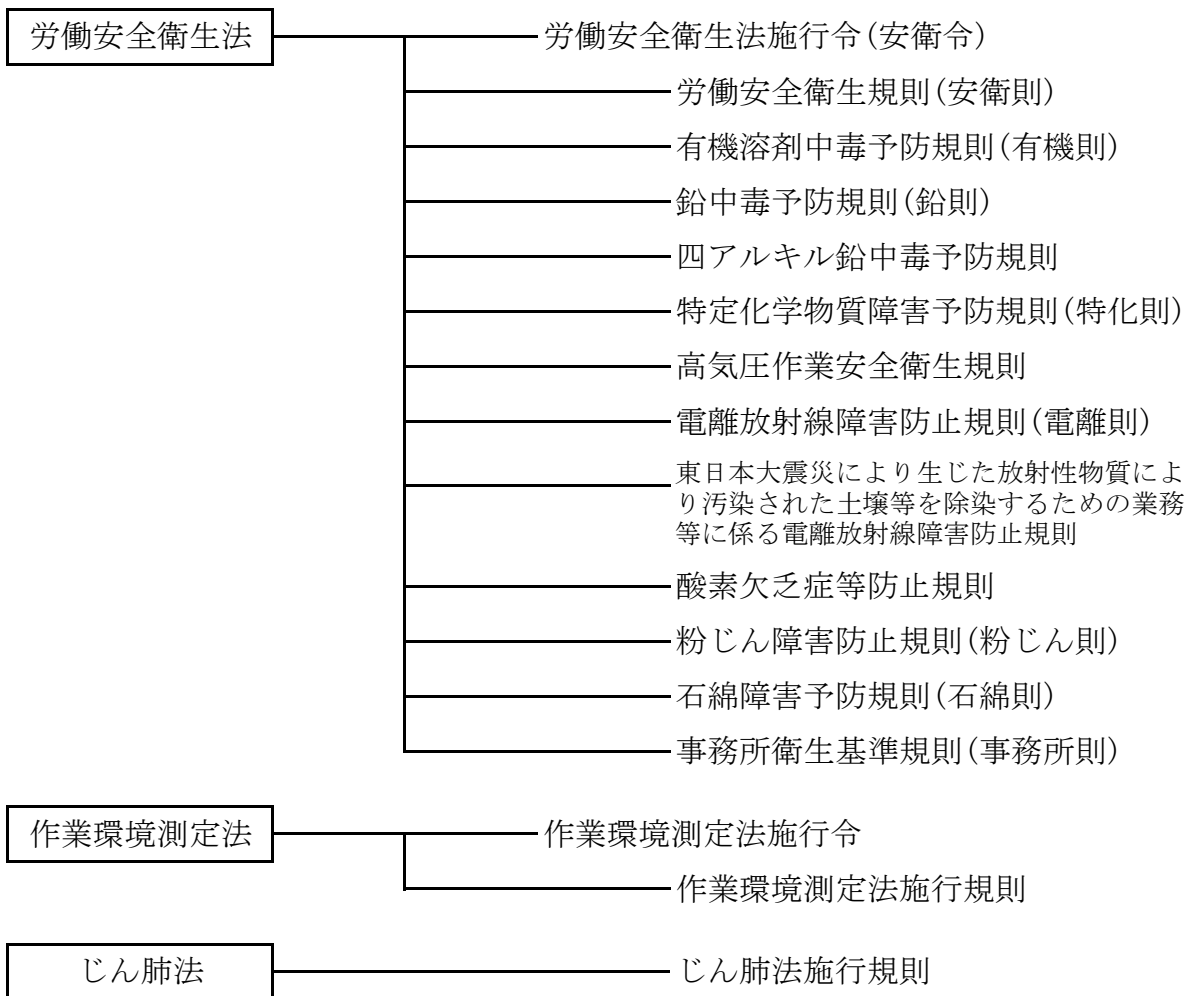


図1 労働衛生に関する主な法令について

II.作業環境測定法

1 作業環境測定の実施について

事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければなりません（労働安全衛生法 第65条）。表1は作業環境測定を行うべき作業場を記しています。

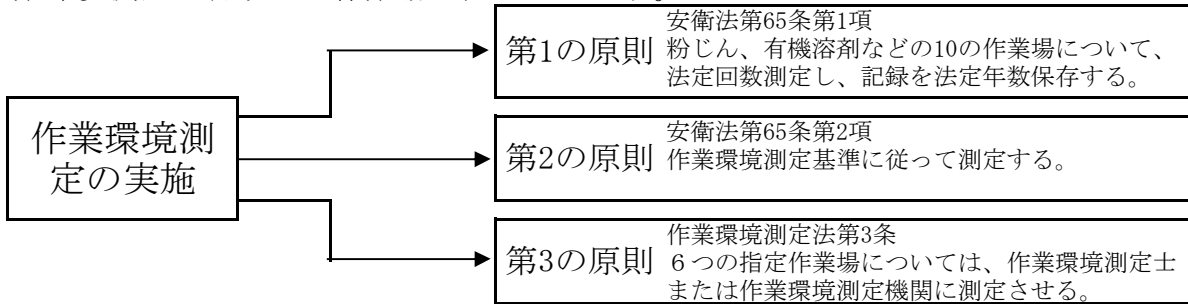


表1 作業環境測定を行うべき場所と測定の種類等

作業環境測定を行うべき作業場				測定		
作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条等)		関係規則	測定項目	測定回数	記録の保存年数	
①	土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場	粉じん則26条	空気中の粉じん濃度、遊離けい酸含有率	6月以内ごとに1回	7	
2	暑熱、寒冷または多湿屋内作業場	安衛則607条	気温、湿度、ふく射熱	半月以内ごとに1回	3	
3	著しい騒音を発する屋内作業場	安衛則590、591条	等価騒音レベル	6月以内ごとに1回	3	
4	坑内の作業場	イ 炭酸ガスの停滞場所 ロ 通気設備のある坑内 ハ 28℃を超える作業場	安衛則592条 安衛則603条 安衛則612条	空気中の炭酸ガス濃度	1月以内ごとに1回	3
				通気量	半月以内ごとに1回	3
				気温	半月以内ごとに1回	3
5	中央管理方式の空気調和設備を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの	事務所則7条	空気中の一酸化炭素及び二酸化炭素の含有率、室温及び外気温、相対湿度	2月以内ごとに1回。但し、室温及び相対湿度については、1年間基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春または秋、夏及び冬の年3回	3	
				事務所則7条の2		ホルムアルデヒドの濃度
6	放射線業務を行う作業場	イ 放射線業務を行う管理区域 ロ 放射性物質取扱作業室 ハ 事故由来廃棄物等取扱施設 ニ 坑内核原料物質採掘場所	電離則53条 電離則54条 電離則55条	外部放射線による線量当量率	1月以内ごとに1回(注3)	5
				空気中の放射性物質の濃度	1月以内ごとに1回	5

作業環境測定を行うべき作業場		測定			
作業場の種類 (労働安全衛生法施行令第21条等)		関係規則	測定項目	測定回数	記録の保存年数
⑦	第1類もしくは第2類の特定化学物質を製造し、または取り扱う屋内作業場など	特化則36条	空気中の第1類物質または第2類物質の濃度	6月以内ごとに1回	3 特定管理物質については30年間
	特定有機溶剤混合物を製造し、または取り扱う屋内作業場	特化則36条の5	空気中の特別有機溶剤および有機溶剤の濃度	6月以内ごとに1回	3
	石綿等を取り扱い、もしくは試験研究のため石綿分析用試料等を製造する屋内作業場	石綿則36条	空気中の石綿の濃度	6月以内ごとに1回	40
⑧	一定の鉛業務を行う屋内作業場	鉛則52条	空気中の鉛濃度	1年以内ごとに1回	3
9 ※	酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場	酸欠則3条	空気中の酸素濃度 (硫化水素発生危険場所の場合は、同時に硫化水素濃度)	その日の作業開始前ごと	3
⑩	有機溶剤を製造し、または取り扱う屋内作業場	有機則28条	空気中の有機溶剤濃度	6月以内ごとに1回	3

○印で囲まれている数字は、作業環境測定士または作業環境測定機関による測定が義務付けられている指定作業場であることを示す。

※印の作業場の測定は、酸素欠乏危険作業主任者に行わせる。

(注) 1 施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合には、遅滞なく測定する。

2 室温および相対湿度については、1年間基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合、春または秋、夏および冬の年3回。

3 放射線装置を固定して使用する場合において使用の方法および遮へい物の位置が一定していると、または3.7ギガベクレル以下の放射性物質を装備している機器を使用するときは6月以内ごとに1回

2 作業環境測定の実施から評価まで

作業環境測定を実施し、評価を行なうためには下記のフローシートに沿って行われます。測定条件や測定点の設定等については「IV 作業環境測定基準の概要」中の表1、管理濃度は表2に記されています。

作業環境測定と結果に基づく評価のフローシート

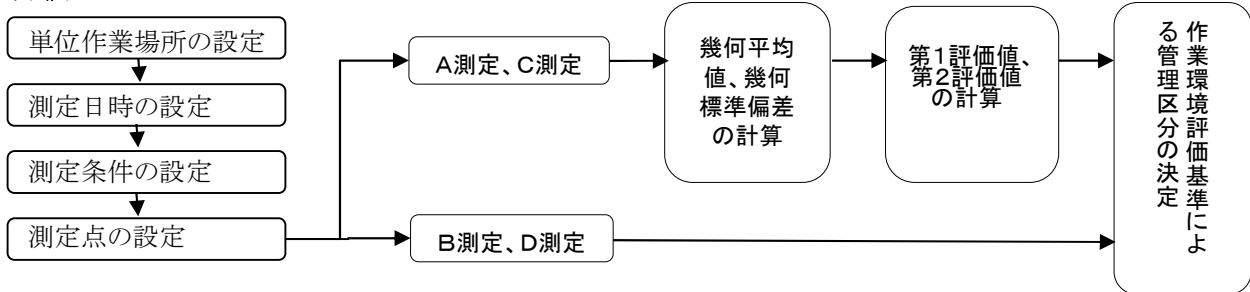


表2 管理区分

①A測定、C測定のみを実施した場合

A測定、C測定		
第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分

②A測定、C測定及びB測定、D測定を実施した場合

A測定、C測定			
B・D測定	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
B測定値、D測定値 < 管理濃度	第1管理区分	第2管理区分	第3管理区分
管理濃度 ≤ B測定値、D測定値 ≤ 管理濃度 × 1.5	第2管理区分	第2管理区分	第3管理区分
管理濃度 × 1.5 < B測定値、D測定	第3管理区分	第3管理区分	第3管理区分

3 作業環境測定士とは

作業環境測定士になるためには、一般に国家試験である作業環境測定士試験に合格し、登録講習を終了し、登録することが必要です。作業環境測定士には第1種と第2種の2種類があり、第1種は粉じん、放射線、特定化学物質、金属類、有機溶剤と分かれています。作業環境測定を行う作業場で、表1の作業場の種類の欄に○印を付した作業場の場合は、該当する「号」(粉じん、有機溶剤等)の登録を受けた、作業環境測定士または作業環境測定機関が行わなければなりません。

作業環境測定士資格取得

- 作業環境測定士試験合格等
- 作業環境測定士登録講習終了
- 作業環境測定士登録

利用強制

粉じん、有機溶剤、特定化学物質等6つの指定作業場について作業環境測定を行うときは作業環境測定士に実施させるか、または作業環境測定機関に委託しなければなりません。
(作業環境測定法第3条)

種類

- 第1種作業環境測定士
デザイン、サンプリング、分析のすべてにおいて、業務登録を受けた「号」について作業環境測定業務を行なうことができます。
- 第2種作業環境測定士
デザイン、サンプリング及び相対濃度指示法による測定機器等を用いる比較的簡単な分析を行うことができます。

4 騒音作業場の作業環境測定

騒音障害防止対策は、その対象となる全ての作業場において広く浸透しているとは言いがたく、更なる対策を進める必要があります。また、近年の技術の発展や知見の蓄積もあることから、厚生労働省は2023(令和5年)年4月に「騒音障害防止のためのガイドライン」を改訂しました。

測定・評価

等価騒音レベルの測定に基づき、測定、措置及び記録を行うこと
6月に1回測定するほか、施設、設備、作業工程または作業方法を変更した場合は、その都度測定する。

■屋内作業場・・・作業環境測定

- ・縦、横6m以下の等間隔の線の交点、高さ1.2～1.5mで測定(A測定)
- ・音源に近接して行われる場合は、定点測定を合わせて行う(B測定)
- ・表に基づいて評価する

		B測定		
		85dB未満	85dB以上 90dB未満	90dB以上
A測定 平均値	85dB未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB以上 90dB未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

■坑内作業場・・・定点測定

- ・騒音作業が行われる時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、作業が行われる位置で測定する
- ・10分間以上継続して行う

■屋外作業場・・・定点測定or個人ばく露測定

- ・同種の業務に1台以上のばく露計による測定を行う

測定・評価

第Ⅰ管理区分・等価騒音レベルが85dB未満

- ・作業環境の継続的維持に努めましょう

第Ⅱ管理区分・等価騒音レベルが85dB以上90dB未満

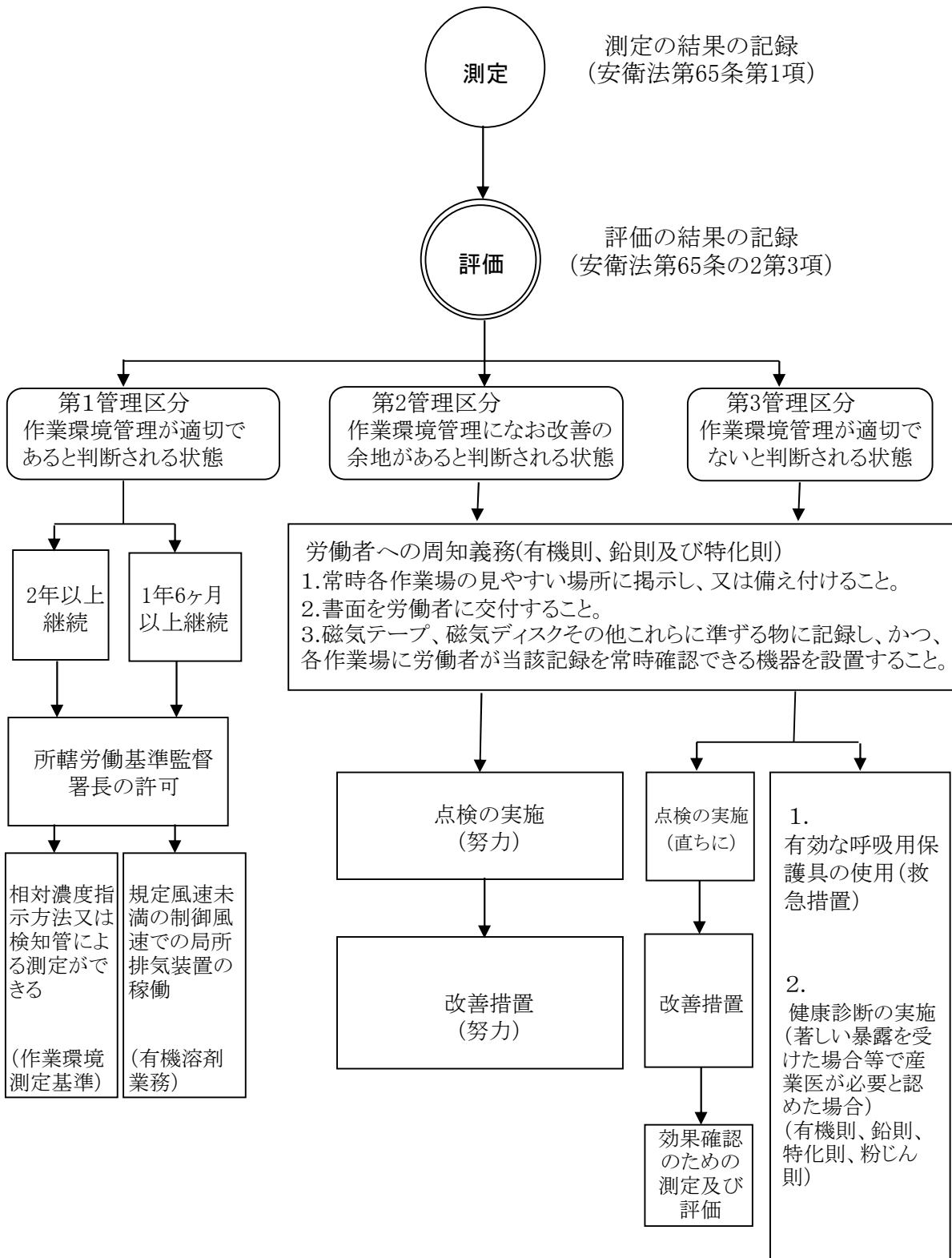
- ・作業環境改善のため必要な措置を講じる
- ・必要に応じて聴覚保護具を使用させる
- ・標識によって、当該場所が第Ⅱ管理区分であることを明示する等の措置をとる

第Ⅲ管理区分・等価騒音レベルが90dB以上

- ・作業環境改善のため必要な措置を講じ、措置の効果を確認するため再度同じ方法で測定を行う
- ・聴覚保護具を利用させる
- ・聴覚保護具着用の必要性を見やすい場所に掲示

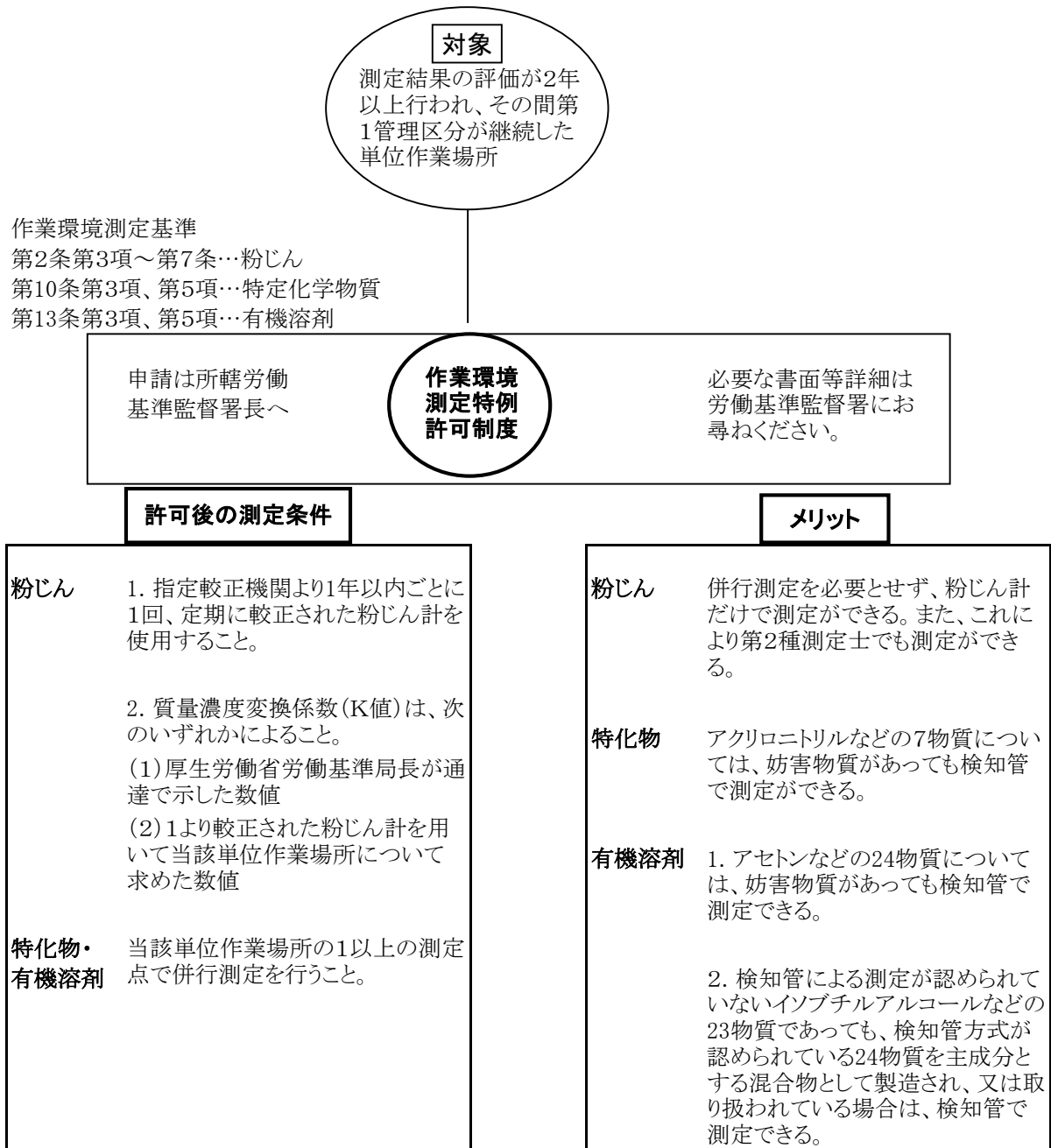
5 作業環境測定結果の評価に基づいて行う事業所の措置

有害な業務を行う屋内作業場その他作業場では、有害な業務によって規制内容等が異なります。詳しくは「IV. 作業環境測定基準の概要」の表3～8に記載してあります。作業環境測定を行わなければならない作業場で、作業環境測定を行った後に事業所が行う措置について説明したものが下記のフローシートとなります。



Ⅲ.作業環境測定特例許可制度とは

1 作業環境測定結果の評価が2年以上行われ、その間第1管理区分が継続した単位作業場所には作業環境測定特例許可制度が適用できます。



2 多様な発散防止抑制措置の導入

有害物の発散源を密閉する設備、局所排気装置等以外の発散防止抑制措置を講ずることにより、作業環境測定の結果が第一管理区分となるときは、所轄労働基準監督署長の許可を受けて、局排等を設けないことができることになりました。

有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則及び特定化学物質障害予防規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第71号)が平成24年4月2日に公布され、同年7月1日から施行されました。

IV.作業環境測定基準の概要

表1 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）の概要

測定の種類	事項	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
鉱物性粉じん中の遊離けい酸の含有率				① エックス線回折分析方法 ② 重量分析方法
鉱物性粉じん		① 測定点は、単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上50cm以上150cm以下の位置とすること。(A測定)ただし、単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかとなるときは、6mを越える等間隔で引いた縦の線と横の線との交点とすることができる。	① 分粒装置を用いるろ過捕集方法	重量分析方法
			② 相対濃度指示方法(1以上の測定点において、①の方法を同時に行う場合に限る。)	かっこ書きは重量分析方法
			③ 第1管理区分が2年以上継続した単位作業場所であつて、所轄労働基準監督署長の許可を受けた場合(以下「許可単位作業場所」という。)は、相対濃度指示方法(定期に校正を受けた測定機器を用い、一定の質量濃度変換係数を用いる場合に限る。)	
石綿		② 測定点は単位作業場所について5以上とすること。	ろ過捕集方法	計数方法
特定化学物質		ただし、単位作業場所が著しく狭い場所であつて、当該単位作業場所における空気中の測定対象物質の濃度がほぼ均一であることが明らかとなるときは、この限りではない。 ③ 測定は、作業が定常的に行われている時間に行うこと。 ④ 測定対象物質の発散源に接近する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、A測定のほか、当該作業が行われる時間のうち、空気中の測定対象物質の濃度が最も高くなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行うこと。(B測定)	① 物質の種類に応じ、液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法、ろ過捕集方法または同等以上の方法が定められている。	物質の種類に応じ、吸光光度分析方法、蛍光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法、高速液体クロマトグラフ方法、原子吸光分析方法、誘導結合プラズマ質量分析方法、重量分析方法または同等以上の方法が定められている。
			② アクリロニトリル、エチレンオキシド、塩化ビニル、塩素、クロロホルム、シアン化水素、四塩化炭素、臭化メチル、スチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、弗化水素、ベンゼン、ホルムアルデヒド、硫化水素については妨害物質のない場合に限り検知管方式またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法。 ③ ②の物質または②に掲げる物質以外の特別有機溶剤については、許可単位作業場所では、検知管方式の測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法(1以上の測定点において、①の方法を同時に行う場合に限る。)	
鉛		⑤ 1の測定点における試料空気の採取時間は、10分以上継続した時間とすること。	ろ過捕集方法または同等以上の方法	吸光光度分析方法、若しくは原子吸光分析方法またはこれと同等以上の性能を有する分析方法
有機溶剤			① 物質の種類に応じ、液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法または同等以上の方法が定められている。	物質の種類に応じ、吸光光度分析方法、ガスクロマトグラフ分析方法または同等以上の方法が定められている。
			② アセトン、イソブチルアルコール、イソプロピルアルコール、イソペンチルアルコール、エチルエーテル、キシレン、クレゾール、クロルベンゼン、クロロホルム、酢酸イソブチル（次ページへ続く）	

表1 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）の概要(2)

測定の種類		事項	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
有機溶剤			ただし、相対濃度指示方法、直接捕集方法または検知管方式による測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法による試料空気の採取については、この限りではない。	(前ページより)、酢酸イソプロピル、酢酸エチル、酢酸ノルマルブチル、シクロヘキサノン、1,2-ジクロロエチレン、N,N-ジメチルホルムアミド、テトラヒドロピラン、1,1,1-トリクロロエタン、トルエン、二硫化炭素、ノルマルヘキサン、2-ブタノール、メチルエチルケトン、メチルシクロヘキサノンについては、妨害物質のない場合に限り検知管方式の測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法。 ② ③ の物質またはクロロホルム、四塩化炭素、スチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンを主成分とする混合有機溶剤については、許可単位作業場所では、検知管方式による測定機器またはこれと同等以上の性能を有する測定機器を用いる方法(1以上の測定点において、①の方法を同時に行う場合に限る。)	
電離放射線	放射性物質	粒子状	単位作業場所について、測定を行うこと。	液体捕集方法またはろ過捕集方法	① 全アルファ放射能計測方法、全ベータ放射能計測方法、全ガンマ放射能計測方法等のうち、当該放射性物質の濃度の測定に最も適した方法 ② 放射化学分析方法 ③ 蛍光光度分析方法 (気中ウラン濃度に限る。)
		ガス状		液体捕集方法、固体捕集方法、直接捕集方法または冷却凝縮捕集方法	
	外部放射線による線量当量率	タベ線 子中線性 ガンマ線または	単位作業場所について、測定を行うこと。	70マイクロメートル線量当量率または70マイクロメートル線量当量を適切に測定できるもの 1センチメートル線量当量率または1センチメートル線量当量を適切に測定できるもの 1センチメートル線量当量率もしくは1センチメートル線量当量または70マイクロメートル線量当量率若しくは70マイクロメートル線量当量を適切に測定できるもの	
気温・湿度等	気温および湿度		測定点は、単位作業場所について、当該単位作業場所の中央の床上50cm以上150cm以下の位置に、1以上とすること。	0.5度目盛のアスマン通風乾湿計	
	ふく射熱		熱源ごとに、作業場所で熱源に最も近い位置とすること。	0.5度目盛の黒球寒暖計	
騒音			① 測定点は、単位作業場所の床面上に6m以下の等間隔で引いた縦の線と横の線との交点の床上120cm以上150cm以下の位置(次ページへ続く)	① 等価騒音レベルを測定できるものであること。 ② 周波数補正回路のA特性を使用すること。	

表1 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）の概要(3)

測定の種類		事項	測定点の定め方等	試料空気の採取方法等	採取した試料の分析方法等
騒音			<p>(設備等があつて測定が著しく困難な位置を除く。)とすること。この場合において測定点は、単位作業場所について5以上となるようにすること。(A測定)</p> <p>② 音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において測定を行う。(B測定)</p> <p>③ 1の測定点における等価騒音レベルの測定時間は、10分間以上継続した時間とすること。</p>		
坑内における測定	C O ₂ 濃度		測定点は、坑内における切羽と坑口の中間の位置及び切羽に、それぞれ1以上とすること。	検知管方式による炭酸ガス検定器	
	気温			0.5度目盛の温度計	
建築物の室における測定	C O の含有率	① 測定点は、建築物の室の中央部の床上75cm以上120cm以下の位置に1以上とすること。	② 測定は、建築物の室の通常の使用時間中に行うこと。	検知管方式による一酸化炭素検定器	
	C O ₂ の含有率			検知管方式による炭酸ガス検定器	
	室温および外気温			0.5度目盛の温度計	
	相対湿度			0.5度目盛の乾湿球の湿度計	
酸素			測定点は、当該作業場における空気中の酸素及び硫化水素の濃度の分布の状況を知るために適当な位置に、5以上とすること。	酸素計または検知管方式による酸素検定器	
硫化水素				検知管方式による硫化水素検定器	

表1 作業環境測定基準（個人サンプリング法に係る部分に限る）

測定対象物質	指定作業場で取り扱われる化学物質のうち、以下のもののみ 1. 個人サンプリング法対象特化物 ベリリウムおよびその化合物など28物質 2. 鉛およびその化合物 3. 第1種有機溶剤等または第2種有機溶剤等 4. 特別有機溶剤等 5. 粉じん（遊離けい酸含有率が著しく高いものを除く）
単位作業場所の設定	均等ばく露さぎょうを行う労働者に着目して、 その行動範囲とばく露量により、層別化して単位作業場所を設定
測定点の決定の考え方	均等ばく露作業を行う労働者について、原則としてその全員 に個人サンプラーを装着し、基本的にはその単位作業場所で 当該作業に従事する全時間の呼吸域における気中濃度の 時間加重平均値を求め、標本とする
測定値の数	C測定では、一単位作業場所につき、均等ばく露作業の 労働者を5名以上確保する
1測定点の測定時間および全測定点の合計測定時間	①C測定では、個人サンプラーを装着した労働者について、 原則として均等ばく露作業の全時間にわたり測定する ②D測定の測定時間は15分間とする
分析方法	測定対象物質について作業環境則て基準に規定する 方法により行う

表2 管理濃度(1)

物の種類	管理濃度(温度25度、1気圧の空気中での濃度)
土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じん	次の式により算定される値 $E = 3.0 / (1.19Q + 1)$ この式において、E及びQは、それぞれ次の値を表すものとする。 E:管理濃度(mg/m ³) Q:当該粉じんの遊離けい酸含有率(%)
アクリルアミド	0.1mg/m ³
アクリロニトリル	2ppm
アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る)	水銀として 0.01mg/m ³
エチルベンゼン	20ppm
エチレンイミン	0.05ppm
エチレンオキシド	1ppm
塩化ビニル	2ppm
塩素	0.5ppm
塩素化ビフェニル(PCB)	0.01mg/m ³
オルト-トルイジン	1ppm
オルト-フタロジニトリル	0.01mg/m ³
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.05mg/m ³
クロム酸及びその塩	クロムとして 0.05mg/m ³
クロロホルム	3ppm
五酸化バナジウム	バナジウムとして 0.03mg/m ³
コバルト及びその無機化合物	コバルトとして 0.02mg/m ³
コールタール	ベンゼン可溶性成分として 0.2mg/m ³
酸化プロピレン	2ppm
三酸化ニアンチモン	アンチモンとして 0.1mg/m ³
シアン化カリウム	シアンとして 3mg/m ³
シアン化水素	3ppm
シアン化ナトリウム	シアンとして 3mg/m ³
四塩化炭素	5ppm
1,4-ジオキサン	10ppm
1,2-ジクロロエタン(二塩化エチレン)	10ppm
3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	0.005mg/m ³
1,2-ジクロロプロパン	1ppm
ジクロロメタン(二塩化メチレン)	50ppm
ジメチル-2,2-ジクロロビニルホスフェイト(DDVP)	0.1mg/m ³
1,1-ジメチルヒドラジン	0.01ppm
臭化メチル	1ppm
重クロム酸及びその塩	クロムとして 0.05mg/m ³
水銀及びその無機化合物(硫化水銀を除く)	水銀として 0.025mg/m ³
スチレン	20ppm
1,1,2,2-テトラクロロエタン(四塩化アセチレン)	1ppm
テトラクロロエチレン(パークロルエチレン)	25ppm
トリクロロエチレン	10ppm
トリレンジイソシアネート	0.005ppm
ナフタレン	10ppm
ニッケル化合物(ニッケルカルボニルを除き、粉状の物に限る。)	ニッケルとして 0.1mg/m ³
ニッケルカルボニル	0.001ppm
ニトログリコール	0.05ppm
パラ-ニトロクロルベンゼン	0.6mg/m ³
砒素及びその化合物(アルシン及び砒化カリウムを除く。)	砒素として 0.003mg/m ³
弗化水素	0.5ppm
ペータープロピオラクトン	0.5ppm

表2 管理濃度(2)

物の種類	管理濃度(温度25度、1気圧の空気中での濃度)
ベリリウム及びその化合物	ベリリウムとして 0.001mg/m ³
ベンゼン	1ppm
ベンゾトリクロリド	0.05ppm
ペンタクロルフェノール(別名PCP)及びそのナトリウム塩	ペンタクロルフェノールとして 0.5mg/m ³
ホルムアルデヒド	0.1ppm
マンガン及びその化合物	マンガンとして 0.05mg/m ³ (吸入性)
メチルイソブチルケトン	20ppm
沃化メチル	2ppm
リフラクトリセラミックファイバー	5 μm以上の繊維として 0.3本/cm ³
硫化水素	1ppm
硫酸ジメチル	0.1ppm
石綿	5 μm以上の繊維として 0.15本/cm ³
鉛及びその化合物	鉛として 0.05mg/m ³
アセトン	500ppm
イソブチルアルコール	50ppm
イソプロピルアルコール	200ppm
イソペンチルアルコール(イソアミルアルコール)	100ppm
エチルエーテル	400ppm
エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)	5ppm
エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(ブチルセロソルブ)	25ppm
エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)	0.1ppm
オルト-ジクロルベンゼン	25ppm
キシレン	50ppm
クレゾール	5ppm
クロルベンゼン	10ppm
酢酸イソブチル	150ppm
酢酸イソプロピル	100ppm
酢酸イソペンチル(酢酸イソアミル)	50ppm
酢酸エチル	200ppm
酢酸ノルマルブチル	150ppm
酢酸ノルマルプロピル	200ppm
酢酸ノルマルペンチル(酢酸ノルマルアミル)	50ppm
酢酸メチル	200ppm
シクロヘキサノール	25ppm
シクロヘキサノン	20ppm
1,2-ジクロロエチレン(二塩化アセチレン)	150ppm
N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm
テトラヒドロフラン	50ppm
1,1,1-トリクロルエタン	200ppm
トルエン	20ppm
二硫化炭素	1ppm
ノルマルヘキサン	40ppm
1-ブタノール	25ppm
2-ブタノール	100ppm
メタノール	200ppm
メチルエチルケトン	200ppm
メチルシクロヘキサノール	50ppm
メチルシクロヘキサノン	50ppm
メチルノルマルブチルケトン	5ppm

表3 粉じん障害防止規則

規制内容等		いずれかの措置					全 体 換 気 装 置	換 気 装 置	粉 じ ん 濃 度 の 測 定	除 じ ん 装 置	特 別 の 教 育	休 憩 設 備	掲 示	清 掃	作 業 環 境 測 定 及 び 評 価	呼 吸 用 保 護 具	計 画 の 届 出	
		湿 式 衝 撃 式 削 岩 機	湿 潤 な 状 態 に 保 つ た め の 設 備	密 閉 す る 設 備	局 所 排 気 装 置	プ ン シ ュ プ ル 型 換 気 装 置												
粉じん作業		4					5	6 6の2	6の3	10	22	23	23 の2	24	26 26の2	27	安 衛 則	
粉じん作業（規則別表第一）	特定粉じん作業 （規則別表第二）	屋内		△	△	○	△			△	○	○	○	○			△	
		坑内	△ 1号 のみ	○	△ 2号 のみ					○	○	○	○					
	呼吸用保護具を使用すべき作業 （規則別表第三）	坑外	屋内						○				○	○	○		○	
			屋外										○	○			○	
		坑内							○	○			○	○			○	
		内等 タンク											○	○			○	
	その他の作業	坑外	屋内						○				○	○	○			
			屋外										○	○				
		坑内							○	○			○	○				

(注) 1 △印は、一部のものについて規制があることを示す。
 2 呼吸用保護具を使用すべき作業の中で、所定の作業については防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保
 使用するよう定められている。
 3 計画の届出は、△印以外にも場合により適用になることがある。

表4 有機溶剤中毒予防規則

規制内容等		物質	有機則条文	第1種有機溶剤等	第2種有機溶剤等	第3種有機溶剤等	
設 備	の等の屋 場のうち 内作業場 所内作業 場等	密閉装置	5	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか	—	
		局所排気装置					
		プッシュプル型換気装置					
		全体換気装置					
	タンク等 の内部	吹付け作 業	密閉装置	6-① 6-②	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか
			局所排気装置				
			プッシュプル型換気装置				
			全体換気装置				
		の吹付け 作業以外	密閉装置	6-① 6-②	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか	○ } ○ } ○ } のいずれか
			局所排気装置				
			プッシュプル型換気装置				
			全体換気装置				
管 理	作業主任者の選任		19	○	○	○	
	定期自主検査及びその記録		20、20の2、21	○	○	○	
	点検		22	○	○	○	
	補修		23	○	○	○	
	掲示		24	○	○	○	
測 定	区分表		25	○赤	○黄	○青	
	測定、評価及びその記録		28、28の2	○	○	×	
そ の 他	健康診断		29	○	○	○(タンク等の内部に限る)	
	貯蔵		35	○	○	○	
	空容器の処理		36	○	○	○	
	計画の届出		安衛則	○	○	○	
	表示(法57)		安衛法57	○	○	○	

● 有機溶剤: 令別表第6の2の有機溶剤

● 有機溶剤等: 有機溶剤または有機溶剤含有物(有機溶剤と有機溶剤以外の混合物で、有機溶剤を当該有機溶剤混合物の重量の5%を超えて含有するもの)

1 第1種有機溶剤等

① 次の有機溶剤 1 1, 2-ジクロロエチレン 2 二硫化炭素

② ①の物のみから成る混合物

③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもの

2 第2種有機溶剤等

① 次の有機溶剤 1 アセトン 2 イソブチルアルコール 3 イソプロピルアルコール 4 イソペンチルアルコール 5 エチルエーテル 6 エチレ

ングリコールモノエチルエーテル 7 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート 8 エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル

9 エチレングリコールモノメチルエーテル 10 オルト-ジクロロベンゼン 11 キシレン 12 クレゾール 13 クロルベンゼン 14 酢酸イソブチル

15 酢酸イソプロピル 16 酢酸イソペンチル 17 酢酸エチル 18 酢酸ノルマルブチル 19 酢酸ノルマルプロピル 20 酢酸ノルマルペン

チル 21 酢酸メチル 22 シクロヘキサノール 23 シクロヘキサン 24 N, N-ジメチルホルムアミド 25 テトラヒドロフラン 26 1,1,1-トリクロル

エタン 27 トルエン 28 ノルマルヘキサン 29 1-ブタノール 30 2-ブタノール 31 メタノール 32 メチルエチルケトン 33 メチルシクロヘキ

サノール 34 メチルシクロヘキサン 35 メチルノルマルブチルケトン

② ①の物のみから成る混合物

③ ①の物と当該物以外の物との混合物で、①の物または1の①の物を当該混合物の重量の5%を超えて含有するもので1の③以外のもの

3 第3種有機溶剤等

有機溶剤等のうち第1種有機溶剤等及び第2種有機溶剤等以外のもの

1 ガソリン 2 コールタールナフサ 3 石油エーテル 4 石油ナフサ 5 石油ベンジン 6 テレピン油 7 ミネラルスピリット

表5 特定化学物質障害予防規則(1)

令区分		1	2	3	4	5	6	7	8	1	2	3	4	5	6	
		黄りんマツチ	ベンジジン及びその塩	四アミノジフェニル	石棉(石棉分析用試料等を除く)	四ニトロジフェニル	ビス(クロロメチル)エーテル	ペーテナフチルアミン及びその塩	ベンゼンゴムのり(●)	ジクロロベンジジン及びその塩	アルファ・ナフチルアミン及びその塩	塩素化ビフェニル(PCB)	オルトトリジン及びその塩	ジアニジン及びその塩	ベリリウム及びその化合物	
法令	規制内容															
区分	禁止物質	○	○	○	○	○	○	○	○							
	特定化学物質	第1類物質														
		第2類物質	特定第2類物質													
			エチルベンゼン等													
			オーラミン等													
	管理第2類物質															
第3類物質																
第3類物質等																
特別管理物質										○	○		○	○	○	
労働安全衛生法	55 製造等の禁止	○	○	○	○	○	○	○	○							
	56 製造の許可															
	57~57の3 表示等・通知・リスクアセスメント															
	59 労働衛生教育(雇入れ時)															
	67 健康管理手帳															
	対象要件		○		○		○	○						○	○	
			3ヵ月		(注)6		3年	3ヵ月						3ヵ月	(注)4	
特定化学物質障害予防規則	3 第1類物質の取扱い設備									○	○	○	○	○	○	
	4 特定第2類物質等の製造に係る設備	密閉式														
		局排														
	5 特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	プッシュプル														
		密閉式														
	7 局排の性能	局排														
		性能									制	制	0.01mg	制	制	ベリリウムとして0.001mg
	9~12 用後処理装置の設備	除じん									○	○	○	○	○	○
		排ガス														
		排液														
	12の2 第4章 ぼろ等の処理漏えいの防止	残さい物処理														
		設備														
	21 床の構造															
	24 立入り禁止の措置															
	25 容器等															
	27 特定化学物質作業主任者の選任															
	36 作業環境の測定	実施									○	○	○	○	○	○
		記録の保存									30	30	3	30	30	30
	36の2 作業環境測定の結果の評価	実施														
		記録の保存											3			30
	管 理 濃 度												0.01mg/m ³			ベリリウムとして0.001mg
	37 休憩室															
	38 洗浄設備															
	38の2 飲食等の禁止															
	38の3 掲示															
38の4 作業記録																
第5章の2 特別規制																
39・40 健康診断	雇入、定期		○	○						○	○	●	○	○	○*	
	配転後		○	○						○	○	○	○	○	○	
	記録の保存		5	5						5	5	5	30	30	30	
42 緊急診断																
44 不浸透性の保護衣等の使用																
53 記録の報告																

(注) 1 「健康管理手帳」の「要件」の欄中の数字は、健康管理手帳の交付要件としての当該業務の従事期間を示す。
 2 「局排の性能」の欄中、数字は「厚生労働大臣が定める値」(空気1m³当たりにおける重量、容積)を示し、「制」とあるのは「厚生労働大臣が定める値」で、ガス状の物質は制御風速0.5m/s、粒子状の物質は1.0m/sである。
 3 「作業環境測定」及び「健康診断」の「記録の保存」の欄中の数字は、保存年数を示す。

表5 特定化学物質障害予防規則(2)

7	1	2	3	3の2	3の3	4	5	6	7	8	8の2	9	10	11	11の2	12	13	13の2	14	15	
ベンゾトトリクロリド	アクリルアミド	アクリロニトリル	アルキル水銀化合物 (●)	インジウム化合物	エチルベンゼン	エチレンイミン	エチレンオキシド	塩化ビニル	塩素	オーラミン	オルトートルイジン	オルトーフタジロニトリル	カドミウム及びその化合物	クロム酸及びその塩	クロロホルム	クロロメチルメチルエーテル	五酸化バナジウム	その無機化合物	コバルト及び	コールドタル	酸化プロピレン
○	○	○			○	○	○	○	○		○				○						○
					○					○					○						
			○	○								○	○	○			○	○	○		
	○	○				○	○	○	○		○					○					○
○			○	○		○	○	○		○	○				○	○			○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○																					
3年																					
○																					
	○	○			第38条の8により有機則の適用		○	○	○	○	○				第38条の8により有機則の適用						○
	○	○					○	○	○	○	○										○
	○	○					○	○	○	○	○										○
	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○							○
	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○							○
	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○							○
0.05 cm ³	0.1 mg	2 cm ³	0.01 mg	制		0.05 cm ³	1.8mg又は1cm ³	2 cm ³	0.5 cm ³	制	1 cm ³	0.01 mg	0.05 mg	0.05 mg		制	0.03 mg	0.02 mg	0.2 mg	2 cm ³	
	○			○						○				○							
			○																		
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	3	3	3	30	30	30	30	30	3	30	30	3	3	3,30	30	30	3	30	30	30	30
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○				○						○
30	3	3	3		30	30	30	30	3		30		3	3,30	30		3	30	30	30	30
0.05 ppm	0.1 mg/m ³	2 ppm	水銀として0.01		20 ppm	0.05 ppm	1 ppm	2 ppm	0.5 ppm		1 ppm	0.01 mg/m ³	かどとして0.05	かどとして0.05	3 ppm		バナジウムとして0.03	コバルトとして0.02	0.2mg/m ³ ベンゼン可溶性成分	2 ppm	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○				○	有機則		○								有機則						○
○	●	●	●	○	○	○	*	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○				○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
30	5	5	5	30	30	30	5	30	5	30	30	5	5	30	30	30	5	30	30	30	30
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○																		
○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

(注) 4 両肺野にベリリウムによるび慢性の結節性陰影があること。
5 健康診断の○印は6カ月以内ごとに1回行う。●は所定の要件を満たした労働者は1年以内ごとに1回とできる。*印は1年以内ごとに1回胸部エックス線直接撮影による検査を行うこと。

表5 特定化学物質障害予防規則(3)

法令		令区分	15の2	16	17	18	18の2	18の3	18の4	19	19の2	19の3	19の4	19の5	20	21	22	
区分		規制内容	三酸化ニアンチモン	シアン化カリウム	シアン化水素	シアン化ナトリウム	四塩化炭素	1,4-ジオキサン	1,2-ジクロロエタン	3,3'-ジクロロロロ4,4'-ジアミノジフェニルメタン	1,2-ジクロロプロパン	ジクロロメタン	ジメチル1,2,2-ジクロロヒニルホスフェイト	1,1-ジメチルヒドレンジン	臭化メチル	重クロム酸及びその塩	水銀及びその無機化合物	
労働安全衛生法	55	製造等の禁止																
	56	製造の許可																
	57~57の3	表示等・通知・リスクアセスメント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	59	労働衛生教育(雇入れ時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	67	健康管理手帳									2年(注)7						4年	
			対象要件															
特定化学物質障害予防規則	3	第1類物質の取扱い設備																
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備			○					○			○	○	○			
	5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○	
	7	局排の性能	アンチモンとして0.1mg	3mg	3cm ³	3mg				0.005mg			0.1mg	0.01cm ³	1cm ³	0.05mg	0.025mg	
	9~12	用後処理装置の設備		○	○	○				○								
	12の2	ぼろ等の処理	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○	
	第4章	漏えいの防止	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○	
	21	床の構造	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○	
	24	立入り禁止の措置	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○	
	25	容器等	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○	
	27	特定化学物質作業主任者の選任	○	○	○	○	有	有	有	○	有	有	○	○	○	○	○	
	36	作業環境の測定	実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		記録の保存	30	3	3	3	30	30	30	30	30	30	30	30	30	3	3,30	3
	36の2	作業環境測定の結果の評価	実	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		記録の保存	30	3	3	3	30	30	30	30	30	30	30	30	30	3	3,30	3
		管理濃度	アンチモンとして0.1mg	3mg/m ³	3ppm	3mg/m ³	5ppm	10ppm	10ppm	0.005mg/m ³	1ppm	50ppm	0.1mg/m ³	0.01ppm	1ppm	クロムとして0.05mg	水銀として0.025mg	
	37	休憩室	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○	
	38	洗浄設備	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○	
	38の2	飲食等の禁止	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○	
	38の3	掲示	○							○			○	○	○	○	○	
38の4	作業記録	○							○			○	○	○	○	○		
第5章の2	特別規制	○						有機則			有機則				○			
39・40	健康診断	雇入、定期	○	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	配転後	○							○			○	○	○	○	○		
	記録の保存	30	5	5	5	30	30	30	30	30	30	30	30	30	5	30	5	
42	緊急診断	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○		
44	不浸透性の保護衣等の使用	○	○	○	○				○			○	○	○	○	○		
53	記録の報告	○							○			○	○	○	○	○		

(注) 6 ①両肺野に石綿による不整形陰影があり、または石綿による胸膜肥厚があること(これについては、石綿を製造し、または取り扱う業務以外の周辺業務の場合も含む)。②石綿等の製造作業、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の張付け、補修、除去の作業、石綿等の吹付け作業または石綿等が吹付けられた建築物、工作物等の解体、破砕等の作業に1年以上従事した経験を有し、かつ初めて石綿等の粉じんにはばく露した日から10年以上を経過していること。③石綿等を取り扱う作業(②の作業を除く)に10年以上従事した経験を有していること、等のいずれかに該当すること。

表5 特定化学物質障害予防規則(4)

20の2	20の3	20の4	20の5	23	23の2	23の3	24	25	26	27	27の2	28	29	30	31	31の2	32	33	33の2	34	34の2	34の3	
スチレン	1,1,2,2-テトラクロロエタン	テトラクロレチレン	トリクロロエチレン	トリレンジイソシアネート	ナフタレン	ニッケル化合物 (●)	ニッケルカルボニル	ニトログリコール	パラベンジメチルアミノ	ベンゼン	ベンゼン	砒素及びその化合物 (●)	28 弗化水素	ベータープロピオラクトン	ベンゼン	ペンタクロルフエノール及びそのナトリウム塩	ホルムアルデヒド	マゼンダ	マンガン及びその化合物	メチルイソブチルケトン	沃化メチル	溶接ヒューム	リフラクトリーセラミックファイバー
				○	○																		
○	○	○	○				○		○	○											○		
																	○						
						○					○							○					
						○					○										○	○	
						○					○										○	○	
						○					○										○	○	
											○												
											5年												
第38条の8により有機物の適用	第38条の8により有機物の適用			○	○																		
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○		
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○		
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○		
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○		
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○		
				0.005 cm ³	10 cm ³	0.1 mg	0.007mg又は0.001cm ³	0.05 cm ³	制	0.6 mg	0.003 mg	0.5 cm ³	0.5 cm ³	1 cm ³	0.5 mg	0.1 cm ³	制	0.2 mg	第38条の8により有機物の適用		2 cm ³		0.3本/cm ³
				○	○				○	○													
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
有	有	有	有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	有	○	○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30	30	30	30	3	30	30	30	3	30	3	30	3	30	30	3	30	30	3	30	3		30	
○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30	30	30	30	3	30	30	30	3		3	30	3	30	30	3	30			3	30	3	30	
20 ppm	1 ppm	25 ppm	10 ppm	0.005 ppm	10 ppm	0.1 mg/m ³	0.001 ppm	0.05 ppm		0.6 mg/m ³	0.03 mg/m ³	0.5 ppm	0.5 ppm	1 ppm	0.5 mg/m ³	0.1 ppm		0.05 mg/m ³	20 ppm	2 ppm		0.3本/m ³	
				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
有機則	有機則																			有機則			
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
30	30	30	30	5	30	30	30	5	30	5	30	5	30	30	5	5	30	5	30	5	5	30	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
○	○	○	○	○	○				○	○		○	○	○			○	○			○	○	
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			○	○			○	○	

(注) 7 屋内作業場等における印刷機その他の設備の清掃業務に2年以上従事した経験を有すること。
8 *のエチレンオキド、ホルムアルデヒドについては特化則健康診断はないが、安衛則45条に基づき一般定期健康診断を6か月以内ごとに1回行う必要がある。
9 エチルベンゼン、クロロホルム、四塩化炭素、1・4-ジオキサン、1・2-ジクロロエタン、ジクロロメタン、スチレン、1・1・2・2-テトラクロロエタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、メチルイソブチルケトン、コバルト及びその無機化合物、酸化プロピレン、1・2-ジクロロプロパン、ジメチル-2・2-ジクロロピニルホスフェイト、ナフタレン、リフラクトリーセラミックファイバーは、作業の種類によって適用除外の規定がある。

表5 特定化学物質障害予防規則(5)

法令	区分	規制内容	令区分								その他								
			35 硫化水素	36 硫酸ジメチル	1 アンモニア	2 一酸化炭素	3 塩化水素	4 硝酸	5 二酸化硫黄	6 フェノール	7 ホスゲン	8 硫酸	ア クロ レ イ ン	硫 化 ナ ト リ ウ ム	1, 3 1 ブ タ ジ エ ン	1, 4 1 ジ ク ロ ロ 1 2 1	硫 酸 ジ エ チ ル	1, 3 1 プ ロ パ ン ス ト ン	
労働安全衛生法	特定化学物質	禁止物質																	
		第1類物質																	
		第2類物質																	
		特定第2類物質 エチルベンゼン等 オーラミン等 管理第2類物質	○	○															
		第3類物質			○	○	○	○	○	○	○	○	○						
		第3類物質等 特別管理物質	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						
55	製造等の禁止																		
56	製造の許可																		
57~57の3	表示等・通知・リスクアセスメント	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
59	労働衛生教育(雇入れ時)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
67	健康管理手帳 対象要件																		
特定化学物質障害予防規則	3	第1類物質の取扱い設備																	
	4	特定第2類物質等の製造に係る設備	○	○														◆	
		密閉式局排設備	○	○															
		プッシュプル	○	○															
	5	特定第2類物質又は管理第2類物質に係る設備	○	○														◆	
		密閉式局排設備	○	○															
		プッシュプル	○	○															
	7	局排の性能	1 cm ³	0.1 cm ³															
	9~12	用後処理装置の設備	○	○									○						
		除じん排ガス排液残さい物処理					○	○					○						
	12の2	ぼろ等の処理	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆	
	第4章	漏えいの防止	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆	
	21	床の構造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆	
	24	立入り禁止の措置	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆	
	25	容器等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆	
	27	特定化学物質作業主任者の選任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						◆	
	36	作業環境の測定	○	○															
		実施記録の保存	3	3															
	36の2	作業環境測定の結果の評価	○	○															
		実施記録の保存	3	3															
		管理濃度	1 ppm	0.1 ppm															
	37	休憩室	○	○															
	38	洗浄設備	○	○															
38の2	飲食等の禁止	○	○																
38の3	掲示	○	○																
38の4	作業記録																		
第5章の2	特別規制																		
39・40	健康診断	○	○																
	雇入、定期配転後記録の保存	5	5																
42	緊急診断	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○								
44	不浸透性の保護衣等の使用		○															◆	
53	記録の報告																	◆	

(注) 10 「特定化学物質作業主任者の選任」の欄の「有」は有機溶剤作業主任者講習を修了した者から選任する。

11 ◆は該当条文と同様の内容を特別規定(特化則第38条の17~第38条の19)で定めていることを示す。

12 ▲は不浸透性の保護衣等の使用を安衛則(第594条の2)で定めていることを示す。

13 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習を修了した者からも選任することができる。

14 31はペンタクロルフェノールに限り、33はシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンまたは2-メチルシクロペンタジエニルトリカルボニルマンガンに限る。

15 クロム酸等を鉱石から製造する事業場以外は測定・評価は3年、健診は5年。

16 クロム酸等を鉱石から製造する事業場以外に限る。

17 クロム酸等を鉱石から製造する事業場に限る。

表6 石綿障害予防規則
(工事開始前まで)

石綿則条文	工事の種類 規制内容	すべての解体・改修工事		
		建築物	工作物	船舶
3	事前調査の実施、記録の3年保存	○	○	○
3	事前調査に関する資格者要件	○	○※1	○
4	作業計画の作成(石綿含有建材がある場合)	○	○	○
4の2	事前調査結果等の報告(工事開始前まで)	○※2	○※3	○※4
(安衛則90)	計画の届出(工事開始の14日前まで)	○※5	○※5	○※5

(注) ※1 事前調査に関する資格者要件(石綿則第3条)については、令和8年1月1日から施行
 ※2 床面積80m²以上の解体工事または請負金額100万円以上の改修工事に限る
 ※3 請負金額100万円以上の特定の工作物の解体工事または改修工事に限る
 ※4 総トン数が20トン以上の船舶に係る解体工事または改修工事に限る
 ※5 吹付石綿等(レベル1建材)または石綿含有保温材等(レベル2建材)がある場合に限る
 建設業・土石採取業以外の事業者にあつては、作業の届出(工事開始前まで)が適用

(工事開始後(石綿含有建材を扱う作業に限る))

石綿則条文	作業の種類 主な規制内容	等吹の付除石綿等、保温材	板け第1酸カルシウム破砕等	具仕による塗材の除去電動工	成形品・レール・板等の除去
		3	事前調査結果の作業場への備え付け、掲示	○	○
19・20	石綿作業主任者の選任・職務実施	○	○	○	○
27	作業者に対する特別教育の実施	○	○	○	○
6	作業場所の隔離	○	○	○	
6	隔離空間の負圧維持・点検・解除前の除去完了確認	○			
13	作業時に建材を湿潤な状態にする	○	○	○	○
14	呼吸用保護具、保護衣等の使用	○	○	○	○
15	関係者以外の立入禁止・表示	○	○	○	○
34	石綿作業場であることの掲示	○	○	○	○
35	作業者ごとの作業の記録・40年保存	○	○	○	○
35の2	作業実施状況の写真等による記録・3年保存	○	○	○	○
40～43	作業者に対する石綿健康診断の実施	○	○	○	○

表7 鉛中毒予防規則

設備等	鉛業務 作業	鉛則1条							令別表4第8	令別表4第9	令別表4第10	令別表4第11	鉛則1条					令別表4第17	鉛則1条ワ
		イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト					チ	リ	ヌ	ル	ヲ		
		鉛の製錬、精錬	銅等の製錬、精錬	鉛蓄電池	電線等	鉛合金等	鉛化合物	鉛ライニング					落含鉛塗料のかき	鉛装置内業務	鉛装置の解体	転写紙	含鉛塗料等		
局所排気装置またはプッシュプル型換気装置および用後処理装置	焙焼	◎																	
	焼結	◎																	
	溶鋳	◎	◎																
	転炉		◎																
	溶融	●	◎	●	○	●	●	○				◎				●			
	鑄造(込)	●		●		●	●					○							
	焼成	◎	◎				◎												
	粉碎	●	●	●			●					●							
	破砕	●						○		○									
	混合	●	●	●			●					●							
	ふるい分け	●	●	●			●					●							
	容器詰め	●	●	●			●												
	加工			○		○													
	組立て			○															
	溶接			○		○		○		○									
	溶断			○		○		○		○									
	切断			○		○													
	練粉			●			●					●							
	煨焼						◎												
	攪拌						●												
溶着							○												
溶射							○												
蒸着							○												
仕上げ							●												
加熱							○												
圧延							○												
粉まき等											●								
はんだ付け													○*						
施釉													○						
絵付け														○					
作業主任者	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*									
測定および評価	*	*	*	*	*	*	*	*		*						*			
健康診断	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	①	②	②	②	①	②	

(注)1 ◎印は、当該装置及び当該装置に設置を規定した局所排気装置またはプッシュプル型換気装置に用後処理装置(用後処理装置とは、排気・排液に含まれる有害物を取り除く装置を言い、除じん装置等が該当する)の設置を規定しているもの。
 2 ●印は、当該作業場に局所排気装置またはプッシュプル型換気装置及び用後処理装置の設置を規定しているもの。
 3 ○印は、当該作業場に局所排気装置またはプッシュプル型換気装置及び用後処理装置の設置を規定しているもの。(但し、はんだ付け業務*については全体換気装置も可)。
 4 ※印は、選任、実施について規定しているもの。
 5 健康診断欄については、①は6カ月以内ごとに1回(所定の要件を満たした労働者は1年以内ごとに1回)、②は1年以内ごとに1回定期に実施する必要があることを示したものである。

表8 電離放射線障害防止規則(1)

対象業務 項目	電離規則条文	エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務		サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務	エックス線管もしくはケノトロンのガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務	放射線物質を装着している機器の取扱いの業務	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射性物質を加速する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務	放射性物質またはこれによって汚染された物若しくは荷電粒子を加速する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務	燃料物質等取扱業務	加工施設、再処理施設、使用施設等における核燃料物質等取扱業務	原子炉施設における核燃料物質、使用済燃料等取扱業務	事故由来廃棄物等処分業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採の業務	準用規定(注)4
		医療用	工業用等													
放射線障害防止の基本原則	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
定義等	2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
管理区域の明示等	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設等における線量の限度	3の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線業務従業者の被ばく限度(実効線量)	4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線業務従業者の被ばく限度(等価線量)	5	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
放射線業務従業者の被ばく限度(妊娠中)	6	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急作業時における被ばく限度	7	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
特例緊急被ばく限度	7の2									○	○			○		
特例緊急被ばく限度	7の3									○	○			○		
線量の測定	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
線量の測定結果の確認、記録、30年保存、通知等	9	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
照射筒等の使用	10	○	○													
ろ過板の使用	11	○	○													
間接撮影時の措置	12	○	○													
透視時の措置	13	○	○													
標識の掲示	14			○		○	○									
放射線装置室	15	○	○	○	○	○	○									○
警報装置等の設置	17	○	○	○	○	○	○									
線源付近の立入禁止	18	○	○			○	○									○
透過写真の撮影時の措置等	18の2	○	○				○									
放射線源の取出し等	18の3						○									
放射線源の取出し等	18の4						○									
定期自主検査	18の5						○									
定期自主検査	18の6						○									
定期自主検査の記録	18の7						○									
点検	18の8						○									
補修等	18の9						○									
放射線源の収納	18の10					○	○									
放射線源の点検等	19					○	○									
放射性物質取扱作業室	22							○	○	○				○		○
放射性物質取扱作業室の構造等	23							○	○	○				○		
空気中の放射性物質の濃度	24														○	
空気中の放射性物質の濃度	25							○				○注1		○		
飛来防止設備等の設置	26							○	○	○				○		
放射性物質取扱用具	27							○	○	○		○注1		○		
放射性物質がこぼれたとき等の措置	28							○	○	○		○注1,2		○		

*計画の届出については、平成6年7月1日より、本規則から労働安全衛生規則へ統合。

(注)1 第41条の9の規定による準用。条文によっては「放射性物質」を「事故由来廃棄物等」に、「放射性物質取扱作業室」を「事故由来廃棄物等取扱施設」に読み替える等の読み替え規定あり。

表8 電離放射線障害防止規則(2)

対象業務 項目	電離則条文	エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務		サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務	エックス線管もしくはケノトロンのガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務	放射性物質を装備している機器の取扱いの業務	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射線物質またはこれによって汚染された物若しくは荷電粒子を加速する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務	加工施設、再処理施設、使用施設等における核燃料物質等取扱業務	原子炉施設における核燃料物質、使用済燃料等取扱業務	事故由来廃棄物等処分業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採の業務	準用規定(注)4
		医療用	工業用等											
放射性物質取扱作業室内の汚染検査等	29							○	○	○	○注1	○		
汚染除去用具等の汚染検査	30							○	○	○	○注1	○		
退去者の汚染検査	31							○	○	○	○注1,2	○		○
持出し物品の汚染検査	32							○	○	○	○注1,2	○		○
貯蔵施設	33							○	○	○	○注1	○		○
排気または排液の施設	34							○	○	○	○注1	○		○
焼却炉	35							○	○	○	○注1,2	○		○
保管廃棄施設	36							○	○	○		○		○
容器	37							○	○	○	○注1,3	○		
呼吸用保護具	38							○	○	○	○注1	○		○
保護衣類、履物等	39							○	○	○	○注1	○		○
作業衣	40							○	○	○	○注1	○		
保護具等の汚染除去	41							○	○	○	○注1	○		○
喫煙等の禁止	41の2							○	○	○	○注1	○	○	○
事故由来廃棄物等処分手業場の境界の明示	41の3										○			
事故由来廃棄物等処分取扱施設	41の4										○			○
事故由来廃棄物等取扱施設の構造等	41の5										○注3			
破砕等設備	41の6										○			○
ベルトコンベア等の運搬設備	41の7										○			○
埋立施設	41の8										○			○
保護衣類等	41の8の2										○			
準用(読替え規定)	41の9										○注1			○
除染特別地域等における特例	41の10										○注2,3			
加工施設等における作業規程	41の11								○					
原子炉施設における作業規程	41の12									○				
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業における作業規程	41の13										○			
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る作業の届出	41の14										○			
事故時の退避	42	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する報告	43	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
診察等	44	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
事故に関する測定および記録	45	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
エックス線作業主任者の選任	46		○			○								
エックス線作業主任者の職務	47		○			○								
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の選任	52の2						○							

(注)2 第41条の10第2項により、除染特別地域等において事故由来廃棄物等の処分の業務を行う場合の特例あり。

表8 電離放射線障害防止規則(3)

項目	対象業務	電離則条文	エックス線装置の使用またはエックス線の発生を伴う当該装置の検査の業務		サイクロトロン、ベータトロンその他の荷電粒子を加速する装置の使用または電離放射線の発生を伴う当該装置の検査の業務	エックス線管もしくはケノトロンのガス抜きまたはエックス線の発生を伴うこれらの検査の業務	放射性物質を装備している機器の取扱いの業務	ガンマ線透過写真撮影の業務	放射性物質またはこれによって汚染された物若しくは荷電粒子を加速する装置から発生した電離放射線によって汚染された物の取扱いの業務	加工施設、再処理施設、使用施設等における核燃料物質等取扱業務	原子炉施設における核燃料物質、使用済燃料等取扱業務	事故由来廃棄物等処分業務	原子炉の運転の業務	坑内における核原料物質の掘採の業務	準用規定(注)4
			医療用	工業用等											
ガンマ線透過写真撮影作業主任者の職務		52の3						○							
透過写真撮影作業者の特別の教育		52の5		○				○							
加工施設において核燃料物質等取り扱い業務に係る特別の教育		52の6							○						
原子炉施設において核燃料物質等取り扱い業務に係る特別の教育		52の7								○			△		
事故由来廃棄物等の処分の業務に係る特別の教育		52の8									○				
特例緊急作業に係る特別教育		52の9							○	○			○		
作業環境測定を行うべき作業場		53	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
線量当量率等の測定等		54	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
放射性物質の濃度の測定		55						○	○	○	○	○	○	○	
健康診断の実施		56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断の実施		56の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断の実施		56の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断の結果の記録、30年保存		57	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断の結果についての医師からの意見聴取		57の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断の結果の通知		57の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断結果報告		58	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
健康診断等に基づく措置		59	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
指定緊急作業従事者等に係る記録等の提出		59の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
緊急作業実施状況報告		59の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
測定器の備付け		60	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
透過写真撮影用ガンマ線照射装置による作業の届出		61						○							
記録等の引渡し		61の2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
調整		61の3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
配置替えの際の健康診断みなし規定		61の4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注)3 第41条の10第1項により、除染特別地域等における除去土壌の埋立てにおいて、第41条の10第1項の要件に該当する場合は、第41条9において準用する第37条(第4項を除く)および第41条の5の規定は適用されない。

4 第62条の規定により、放射線業務を行う事業場内において、放射線業務以外の業務を行う事業の事業者及び労働者に準用するもの。

表9 事務所衛生基準規則(1)

項目		事務所則	基準	備考		
事務所 の 環境 管理	空気 環境	気積	2	10m ³ /人以上とすること	定員により計算すること	
		窓その他の開口部	3①	最大解放部分の面積を床面積の20分の1以上とすること	20分の1未満のとき換気設備を設けること	
		室内空気 の 環境基準	一酸化炭素	3②	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること
			二酸化炭素		5000ppm以下とすること	検知管等により測定すること
		温度	10℃以下のとき	4①	暖房等の措置を行うこと	
			冷房実施のとき	4②	外気温より著しく低くしないこと	
		機空 械気 換調 気和 設設 備備 また は	浮遊粉じん(約10μm以下)	5①	0.15mg/m ³ 以下とすること	デジタル粉じん計、ろ紙じんあい計等により測定すること
			一酸化炭素		10ppm以下とすること	検知管等により測定すること。
			二酸化炭素		1000ppm以下とすること	検知管等により測定すること。
			ホルムアルデヒド		0.1mg/m ³ 以下とすること	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1,2,4-トリアゾール法により測定すること
			気流	5②	0.5m/s以下とすること	0.2m/s以上の測定可能な風速計により測定すること
		空気調和設備	室温	5③	18℃以上28℃以下になるように努めること	0.5度目盛の温度計により測定すること
			相対湿度		40%以上70%以下になるように努めること	0.5度目盛の乾湿球の湿度計(アウグスト乾湿計、アスマン通風乾湿計)
作業環境測定 (安衛法施行令第21条第5号の室)		7	室温、外気温、相対湿度、一酸化炭素、二酸化炭素について2カ月以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、室温及び湿度については、1年間、基準を満たし、かつ、今後1年間もその状況が継続すると見込まれる場合は、春(3~5月)または秋(9~11月)、夏(6~8月)、冬(12~2月)の年3回の測定とすることができる	測定結果を記録し、3年間保存すること		
ホルムアルデヒド		7の2	室の建築、大規模の修繕、大規模の模様替を行った場合は、当該室の使用を開始した日以後最初に到来する6月から9月までの期間に1回、測定すること	2,4-ジニトロフェニルヒドラジン捕集-高速液体クロマトグラフ法、4-アミノ-3-ヒドラジノ-5-メルカプト-1・2・4-トリアゾール法により測定すること		
燃焼器具	室又は箇所の換気		6①	排気筒、換気扇、その他の換気設備を設けること		
	器具の点検		6②	異常の有無の点検を毎日行うこと		
	室又は箇所の 空気 の 環境基準	一酸化炭素	6③	50ppm以下とすること	検知管等により測定すること	
		二酸化炭素		5000ppm以下とすること	検知管等により測定すること	

表9 事務所衛生基準規則(2)

項 目			事務所則	基準	備考	
事務室の環境管理	空気調和設備	冷却塔	水質	9の2	水道法第4条に規定する水質基準に適合させること	
			点検		使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水についても同様に点検を行うこと 点検の結果、必要に応じて清掃、換水を行うこと (1カ月を超える期間使用しない冷却塔に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	冷却水の水管についても同様に清掃を行うこと
		加湿装置	水質		水道法第4条に規定する水質基準に適合させるための措置をとること	
			点検		使用開始時、使用を開始した後、1カ月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1カ月を超える期間使用しない加湿装置に係る当該使用しない期間は、該当しない。)
			清掃		1年以内ごとに1回、定期に行うこと	
	空気調和設備の排水受け	点検	使用開始時、使用を開始した後、1月以内ごとに1回、定期に行うこと	点検の結果、必要に応じて清掃を行うこと (1カ月を超える期間使用しない排水受けに係る当該使用しない期間は、該当しない。)		
	機械による換気のための設備の点検			9	初めて使用するとき、分解して改造、修理したとき及び2月以内ごとに1回定期的に行うこと	結果を記録し、3年間保存すること
	採光・照明	照度	一般的な事務作業	10	300ルクス以上とすること	
			付随的な事務作業		150ルクス以上とすること	
		採光・照明の方法			①明暗の対照を少なくすること (局所照明と全般照明を併用)	局所照明に対する全般照明の比は約10分の1以上が望ましい
		照明設備の点検			②まぶしさをなくすこと	光源と眼とを結ぶ線と視線とがなす角度は30度以上が望ましい
の騒音防止等伝ば	タイプライター等の事務用機器を、5台以上集中して作業を行わせる場合		12	①作業室を専用室とすること		
				②専用室はしゃ音及び吸音の機能をもつ天井及び隔壁とすること		

表9 事務所衛生基準規則(3)

項目		事務所則	基準	備考		
清	給水	水質基準		水道法第4条に規定する水質基準に適合すること	地方公共団体等の行う検査によること	
		給水せんにおける水に含まれる残留塩素	通常	13	遊離残留塩素の場合0.1ppm以上とすること	
			汚染等の場合		結合残留塩素の場合0.4ppm以上とすること	
					遊離残留塩素の場合0.2ppm以上とすること	
					結合残留塩素の場合1.5ppm以上とすること	
	排水設備		14	汚水の漏出防止のための補修及びそじを行うこと		
	清掃等の実施	大掃除		15	6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行うこと	
		ねずみ、昆虫等	発生場所、生息場所、侵入経路、被害の状況の調査		6月以内ごとに1回、定期的に、統一的に行うこと	調査の結果に基づいて、ねずみ、昆虫等の発生を防止するため必要な措置を講じること
			殺そ剤、殺虫剤		医療品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の承認を受けた医薬品または医薬部外品を用いること	
	廃棄物		16	労働者は、廃棄物を一定の場所に棄てること		
潔	便所	区分	17	男性用と女性用に分けること	同時に就業する労働者の数が常時10人以内の場合は、特例として男女の区別のない独立個室型の便所でも可	
		男性用大便所		同時に就業する男性労働者の数が60人以内の場合、1個以上とすること 60人を超える60人又はその端数を増すごとに1を加えた数	独立個室型の便所を設ける場合は算定基準とする労働者数について独立個室型1個につき、男女それぞれ10人ずつを減じることができる	
		男性用小便所		同時に就業する男性労働者の数が30人以内の場合、1個以上とすること 30人を超える30人又はその端数を増すごとに1を加えた数		
		女性用便所		同時に就業する女性労働者の数が20人以内の場合、1個以上とすること 20人を超える20人又はその端数を増すごとに1を加えた数		
		便池		汚物が土中に浸透しない構造とすること		
		手洗い設備		流出する清浄な水を十分に供給すること		
		独立個室型の便所	17の2	四方を壁等で囲まれた1個の便房により構成される便所であること	男性用・女性用便所の設置基準に反映できること	
休	洗面	洗面		18	洗面設備を設けること	
		被服汚染の作業			更衣設備を設けること	
		被服湿潤の作業			被覆の乾燥設備を設けること	
養	休憩		19	休憩の設備を設けるよう努めること		
	夜間の睡眠、仮眠		20	睡眠または仮眠の設備を設けること	男性用、女性用に区別すること 寝具等必要な用品を備え、かつ、疾病感染を予防する措置を講ずること	
	50人以上または女性30人以上		21	臥床することのできる休養室または休養所を設けること	男性用、女性用に区別すること	
	持続的立業		22	いすを備え付けること		
救急用具の備え付け		23	負傷者の手当に必要な用具、材料を備えること	備え付け場所及び使用方法を周知すること 救急用具等を常時清潔に保つこと		

V.女性労働基準規則による就業制限業務

概要

女性労働基準規則において、母性保護のため妊娠や出産・授乳機能に影響を及ぼす業務に関して就業制限があります。

就業制限業務	妊婦 (妊娠中の女性)	産後 (産後1年を経過しない女性)	その他の女性														
1 次の表の左欄に掲げる年齢の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる重量以上の重量物を取り扱う業務	×	×	×														
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年齢</th> <th colspan="2">重量(単位:kg)</th> </tr> <tr> <th>断続作業の場合</th> <th>継続作業の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>満16歳未満</td> <td>12</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>満16歳以上 満18歳未満</td> <td>25</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>満18歳以上</td> <td>30</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table>				年齢	重量(単位:kg)		断続作業の場合	継続作業の場合	満16歳未満	12	8	満16歳以上 満18歳未満	25	15	満18歳以上	30	20
年齢					重量(単位:kg)												
				断続作業の場合	継続作業の場合												
満16歳未満				12	8												
満16歳以上 満18歳未満	25	15															
満18歳以上	30	20															
2 ボイラー(労働安全衛生法施行令第1条第3号に規定するボイラーをいう。以下において同じ。)の取扱いの業務	×	△	○														
3 ボイラーの溶接の業務	×	△	○														
4 つり上げ荷重が5t以上のクレーンもしくはデリックまたは制限荷重が5t以上の揚貨装置の運転の業務	×	△	○														
5 運転中の原動機または原動機から中間軸までの動力伝導装置の掃除、給油、検査、修理またはベルトの掛換えの業務	×	△	○														
6 クレーン、デリックまたは揚貨装置の玉掛けの業務(2人以上の者によって行う玉掛けの業務における補助作業の業務を除く。)	×	△	○														
7 動力により駆動される土木建築用機械または船舶荷扱用機械の運転の業務	×	△	○														
8 直径が25cm以上の丸のご盤(横切用丸のご盤および自動送り装置を有する丸のご盤を除く。)またはこの車の直径が75cm以上の帯のご盤(自動送り装置を有する帯のご盤を除く。)に木材を送給する業務	×	△	○														
9 操車場の構内における軌道車両の入換え、連結または解放の業務	×	△	○														
10 蒸気または圧縮空気により駆動されるプレス機械または鍛造機械を用いて行う金属加工の業務	×	△	○														
11 動力により駆動されるプレス機械、シャー等を用いて行う厚さが8mm以上の鋼板加工の業務	×	△	○														
12 岩石又は鉱物の破碎機または破碎機に材料を送給する業務	×	△	○														
13 土砂が崩壊するおそれのある場所または深さが5メートル以上の地穴における業務	×	○	○														
14 高さが5m以上の場所で、墜落により労働者が危害を受けるおそれのあるところにおける業務	×	○	○														
15 足場の組立て、解体または変更の業務(地上または床上における補助作業の業務を除く。)	×	△	○														
16 胸高直径が35cm以上の立木の伐採の業務	×	△	○														
17 機械集材装置、運材策道を用いて行う木材の搬出の業務	×	△	○														

18 特化則、鉛則、有機則の適用を受ける26の化学物質※を扱う作業場のうち、作業環境測定を行った結果「第3管理区分」となった屋内作業場での業務、タンク内での業務など呼吸用保護具の着用が義務付けられている業務	×	×	×
19 多量の高熱物体を取り扱う業務	×	△	○
20 著しく暑熱な場所における業務	×	△	○
21 多量の低温物体を取り扱う業務	×	△	○
22 著しく寒冷な場所における業務	×	△	○
23 異常気圧下における業務	×	△	○
24 さく岩機、びょう打機等身体に著しい振動を与える機械器具を用いて行う業務	×	×	○

(注) 1. ×…就かせてはならない業務、△…申し出た場合就かせてはならない業務、○…就かせても差し支えない業務、を示す。

2. 坑内業務については、就業制限の定めがある。(労働基準法第64条の2、女性労働基準規則第1条)

※18に規定される就業制限対象化学物質(26物質)

特定化学物質障害予防規則の適用を受けているもの

- 1 塩素化ビフェニル(PCB)
- 2 アクリルアミド
- 3 エチルベンゼン
- 4 エチレンイミン
- 5 エチレンオキシド
- 6 カドミウム化合物
- 7 クロム酸塩
- 8 五酸化バナジウム
- 9 水銀およびその無機化合物(硫化水銀を除く)
- 10 塩化ニッケル(II)(粉状のものに限る)
- 11 スチレン
- 12 テトラクロロエチレン(パークロロエチレン)
- 13 トリクロロエチレン
- 14 砒素化合物(アルシンと砒化ガリウムを除く)
- 15 ベータプロピオラクトン
- 16 ペンタクロロフェノール(PCP)およびそのナトリウム塩
- 17 マンガン

(注)カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体、マンガン化合物は対象とならない。

鉛中毒予防規則の適用を受けているもの

- 18 鉛およびその化合物

有機溶剤中毒予防規則の適用を受けているもの

- 19 エチレングリコールモノエチルエーテル(セロソルブ)
- 20 エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(セロソルブアセテート)
- 21 エチレングリコールモノメチルエーテル(メチルセロソルブ)
- 22 キシレン
- 23 N, N-ジメチルホルムアミド
- 24 トルエン
- 25 二硫化炭素
- 26 メタノール

関係省令

女性労働基準規則(昭和61年労働省令第3号)

VI.騒音に関する基準

騒音障害防止のためのガイドライン

1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生法令に基づく措置を含め、騒音障害防止対策を講ずることにより、騒音作業に従事する労働者の騒音障害を防止することを目的とする。

2 騒音作業

本ガイドラインの対象とする騒音作業は、別表第1及び別表第2に掲げる作業場における業務とする。

なお、別表第1及び別表第2に掲げる作業場以外の作業場であっても、騒音レベルが高いと思われる業務を行う場合には、本ガイドラインに基づく騒音障害防止対策と同様の対策を講ずることが望ましい。

3 事業者の責務

別表第1又は別表第2に掲げる作業場を有する事業者（以下「事業者」という。）は、当該作業場について、本ガイドラインに基づき適切な措置を講ずることにより、騒音レベルの低減化等に努めるものとする。

4 機械設備等製造業者の留意事項

機械設備等製造業者は、騒音源となる機械設備等について、設計及び製造段階からの低騒音化に努めるとともに、騒音レベルに関する情報を公表することが望ましい。

5 労働衛生管理体制

(1) 騒音障害防止対策の管理者の選任

事業者は、衛生管理者、安全衛生推進者等から騒音障害防止対策の管理者（以下「管理者」という。）を選任し、本ガイドラインで定める事項に取り組みさせること。

(2) 元方事業者の責務

建設工事現場等において、元方事業者は、関係請負人が本ガイドラインで定める事項を適切に実施できるよう、指導・援助を行うこと。

6 作業環境管理

(1) 別表第1に掲げる作業場

ア 事業者は、別紙1「作業環境測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、評価、措置及び記録を行うこと。

イ 事業者は、測定を6月以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定すること。

(2) 別表第2に掲げる作業場

ア 屋内作業場

- (ア) 事業者は、別紙1「作業環境測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、評価、措置及び記録を行うこと。
- (イ) 騒音源が移動する場合等においては、(ア)に代えて、別紙3「個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うことができる。
- (ウ) 事業者は、測定を6月以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、第I管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所については、当該定期に行う測定を省略することができる。
- (エ) (ウ)の規定に関わらず、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定を行うこと。

イ 坑内の作業場

- (ア) 事業者は、別紙2「定点測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うこと。
- (イ) 騒音源が移動する場合等においては、(ア)に代えて、別紙3「個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うことができる。
- (ウ) 事業者は、測定を6月以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所については、当該定期に行う測定を省略することができる。
- (エ) (ウ)の規定に関わらず、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定を行うこと。

ウ 屋外作業場

- (ア) 事業者は、別紙2「定点測定による等価騒音レベルの測定」又は別紙3「個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定」に基づき、測定、措置及び記録を行うこと。
- (イ) 地面の上に騒音源があって、周辺に建物や壁等がない場所については、(ア)に代えて、別紙4「等価騒音レベルの推計」に基づき、騒音レベルを推計し、その推計値を測定値とみなして、措置及び記録を行うことができる。
- (ウ) 事業者は、測定を6月以内ごとに1回、定期に行うこと。ただし、等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場所については、当該定期に行う測定を省略することができる。
- (エ) (ウ)の規定に関わらず、施設、設備、作業工程又は作業方法を変更した場合は、その都度、測定を行うこと。

7 作業管理

(1) 聴覚保護具の使用

ア 事業者は、聴覚保護具については、日本産業規格(JIS) T8161-1に規定する試験方法により測定された遮音値を目安に、必要かつ十分な遮音値のものを選定すること。

なお、危険作業等において安全確保のために周囲の音を聞く必要がある場合や会話の必要がある場合は、遮音値が必要以上に大きい聴覚保護具を選定しないよう配慮すること。

イ 事業者は、管理者に、労働者に対し聴覚保護具の正しい使用方法を指導させた上で、目視等により正しく使用されていることを確認すること。

(2) 作業時間の管理

事業者は、作業環境を改善するための措置を講じた結果、第I管理区分とならない場合又は等価騒音レベルが85dB未満とならない場合は、次の表を参考に、労働者が騒音作業に従事する時間の短縮を検討すること。

表 騒音レベル（A 特性音圧レベル）による許容基準

1日の曝露時間 時間-分	許容騒音レベル dB	1日の曝露時間 時間-分	許容騒音レベル dB
24-00	80	2-00	91
20-09	81	1-35	92
16-00	82	1-15	93
12-41	83	1-00	94
10-04	84	0-47	95
8-00	85	0-37	96
6-20	86	0-30	97
5-02	87	0-23	98
4-00	88	0-18	99
3-10	89	0-15	100
2-30	90		

8 健康管理

(1) 騒音健康診断

ア 雇入時等健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際又は当該業務への配置替えの際に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。

- ① 既往歴の調査
- ② 業務歴の調査
- ③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④ オージオメータによる 250 ヘルツ、500 ヘルツ、1,000 ヘルツ、2,000 ヘルツ、4,000 ヘルツ、6,000 ヘルツ及び 8,000 ヘルツにおける聴力の検査
- ⑤ その他医師が必要と認める検査

イ 定期健康診断

事業者は、騒音作業に常時従事する労働者に対し、6月以内ごとに1回、定期的に、次の項目について、医師による健康診断を行うこと。ただし、第I管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に 85 dB未満である場所において業務に従事する労働者については、省略することができる。

- ① 既往歴の調査
- ② 業務歴の調査
- ③ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- ④ オージオメータによる 1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツにおける選別聴力検査（1,000 ヘルツについては 30dB、4,000 ヘルツについては 25dB 及び 30dB の音圧での検査）

事業者は、上記の定期健康診断の結果、30dB の音圧での検査で異常が認められる者その他医師が必要と認める者については、次の項目について、医師による二次検査を行うこと。なお、雇入時等健康診断又は過去の二次検査の結果、前駆期の症状が認められる者及び聴力低下が認められる者については、上記④の選別聴力検査を省略して、二次検査を行うこととして差し支えない。

① オーディオメータによる 250 ヘルツ、500 ヘルツ、1,000 ヘルツ、2,000 ヘルツ、4,000 ヘルツ、6,000 ヘルツ及び 8,000 ヘルツにおける聴力の検査

② その他医師が必要と認める検査

(2) 騒音健康診断結果に基づく事後措置

事業者は、健康診断の結果の評価に基づき、次に掲げる措置を講ずること。

ア 前駆期の症状が認められる者及び軽度の聴力低下が認められる者に対しては、第Ⅱ管理区分に区分された場所又は等価騒音レベルが 85dB 以上 90dB 未満である場所においても、聴覚保護具を使用させるほか、必要な措置

イ 中等度以上の聴力低下が認められる者に対しては、聴覚保護具を使用させるほか、騒音作業に従事する時間の短縮、配置転換その他必要な措置

(3) 騒音健康診断結果の記録及び報告

事業者は、健康診断を実施したときは、その結果を記録し、5年間保存すること。

また、定期健康診断については、実施後遅滞なく、その結果を所轄労働基準監督署長に報告すること。

9 労働衛生教育

(1) 管理者に対する労働衛生教育

事業者は、管理者を選任しようとするときは、当該者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこと。

- ① 騒音の人体に及ぼす影響
- ② 適正な作業環境の確保と維持管理
- ③ 聴覚保護具の使用及び作業方法の改善
- ④ 関係法令等

(2) 騒音作業に従事する労働者に対する労働衛生教育

事業者は、騒音作業に労働者を常時従事させようとするときは、当該労働者に対し、次の科目について労働衛生教育を行うこと。ただし、第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所又は等価騒音レベルが継続的に 85 dB未満である場所において業務に従事する労働者については、当該教育を省略することができる。

- ① 騒音の人体に及ぼす影響
- ② 聴覚保護具の使用

10 計画の届出

事業者は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 88 条の規定に基づく計画の届出を行う場合において、当該計画が別表第 1 又は別表第 2 に掲げる作業場に係るものであるときは、届出に騒音障害防止対策の概要を示す書面又は図面を添付すること。

(別表第1)

- (1) 鋌打ち機、はつり機、鋳物の型込機等圧縮空気により駆動される機械又は器具を取り扱う業務を行う屋内作業場
- (2) ロール機、圧延機等による金属の圧延、伸線、ひずみ取り又は板曲げの業務（液体プレスによるひずみ取り及び板曲げ並びにダイスによる線引きの業務を除く。）を行う屋内作業場
- (3) 動力により駆動されるハンマーを用いる金属の鍛造又は成型の業務を行う屋内作業場
- (4) タンブラーによる金属製品の研磨又は砂落としの業務を行う屋内作業場
- (5) 動力によりチェーン等を用いてドラム缶を洗浄する業務を行う屋内作業場
- (6) ドラムバーカーにより、木材を削皮する業務を行う屋内作業場
- (7) チッパーによりチップする業務を行う屋内作業場
- (8) 多筒抄紙機により紙をすく業務を行う屋内作業場

(別表第2)

- (1) インパクトレンチ、ナットランナー、電動ドライバー等を用い、ボルト、ナット等の締め付け、取り外しの業務を行う作業場
- (2) ショットブラストにより金属の研磨の業務を行う作業場
- (3) 携帯用研削盤、ベルトグラインダー、チップングハンマー等を用いて金属の表面の研削又は研磨の業務を行う作業場
- (4) 動力プレス（油圧プレス及びプレスブレーキを除く。）により、鋼板の曲げ、絞り、せん断等の業務を行う作業場
- (5) シャーにより、鋼板を連続的に切断する業務を行う作業場
- (6) 動力により鋼線を切断し、くぎ、ボルト等の連続的な製造の業務を行う作業場
- (7) 金属を溶融し、鋳鉄製品、合金製品等の成型の業務を行う作業場
- (8) 高圧酸素ガスにより、鋼材の溶断の業務を行う作業場
- (9) 鋼材、金属製品等のロール搬送等の業務を行う作業場
- (10) 乾燥したガラス原料を振動フィーダーで搬送する業務を行う作業場
- (11) 鋼管をスキッド上で検査する業務を行う作業場
- (12) 動力巻取機により、鋼板又は線材を巻き取る業務を行う作業場
- (13) ハンマーを用いて金属の打撃又は成型の業務を行う作業場
- (14) 圧縮空気を用いて溶融金属を吹き付ける業務を行う作業場
- (15) ガスバーナーにより金属表面のキズを取る業務を行う作業場
- (16) 丸のこ盤を用いて金属を切断する業務を行う作業場
- (17) 内燃機関の製造工場又は修理工場で、内燃機関の試運転の業務を行う作業場
- (18) 動力により駆動する回転砥石を用いて、のこ歯を目立てする業務を行う作業場
- (19) 衝撃式造形機を用いて砂型を造形する業務を行う作業場
- (20) バイブレーター又はランマーにより締め固めの業務を行う作業場

- (21) 振動式型ばらし機を用いて砂型より鋳物を取り出す業務を行う作業場
- (22) 動力によりガスをはく離する業務を行う作業場
- (23) 瓶、ブリキ缶等の製造、充てん、冷却、ラベル表示、洗浄等の業務を行う作業場
- (24) 射出成型機を用いてプラスチックの押し出し又は切断の業務を行う作業場
- (25) プラスチック原料等を動力により混合する業務を行う作業場
- (26) みそ製造工程において動力機械により大豆の選別の業務を行う作業場
- (27) ロール機を用いてゴムを練る業務を行う作業場
- (28) ゴムホースを製造する工程において、ホース内の内糸を編上機により編み上げる業務を行う作業場
- (29) 織機を用いてガラス繊維等原糸を織布する業務を行う作業場
- (30) ダブルツイスター等高速回転の機械を用いて、ねん糸又は加工糸の製造の業務を行う作業場
- (31) カップ成型機により、紙カップを成型する業務を行う作業場
- (32) モノタイプ、キャスター等を用いて、活字の鋳造の業務を行う作業場
- (33) コルゲータマシンによりダンボール製造の業務を行う作業場
- (34) 動力により、原紙、ダンボール紙等の連続的な折り曲げ又は切断の業務を行う作業場
- (35) 高速輪転機により印刷の業務を行う作業場
- (36) 高圧水により鋼管の検査の業務を行う作業場
- (37) 高圧リムーバを用いてICパッケージのバリ取りの業務を行う作業場
- (38) 圧縮空気を吹き付けることにより、物の選別、取り出し、はく離、乾燥等の業務を行う作業場
- (39) 乾燥設備を使用する業務を行う作業場
- (40) 電気炉、ボイラー又はエアコンプレッサーの運転業務を行う作業場
- (41) ディーゼルエンジンにより発電の業務を行う作業場
- (42) 多数の機械を集中して使用することにより製造、加工又は搬送の業務を行う作業場
- (43) 岩石又は鉱物を動力により破碎し、又は粉碎する業務を行う作業場
- (44) 振動式スクリーンを用いて、土石をふるい分ける業務を行う作業場
- (45) 裁断機により石材を裁断する業務を行う作業場
- (46) 車両系建設機械を用いて掘削又は積込みの業務を行う坑内の作業場
- (47) バイブレーター、さく岩機、ブレーカ等手持動力工具を取り扱う業務を行う作業場
- (48) コンクリートカッタを用いて道路舗装のアスファルト等を切断する業務を行う作業場
- (49) チェーンソー又は刈払機を用いて立木の伐採、草木の刈払い等の業務を行う作業場
- (50) 丸のこ盤、帯のこ盤等木材加工用機械を用いて木材を切断する業務を行う作業場
- (51) 水圧バーカー又はヘッドバーカーにより、木材を削皮する業務を行う作業場
- (52) 空港の駐機場所において、航空機への指示誘導、給油、荷物の積込み等の業務を行う作業場

別紙1 作業環境測定による等価騒音レベルの測定

1 作業環境測定の方法

(1) 作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）第4条第1号及び第2号に定める方法による等価騒音レベルの測定（以下「A測定」という。）を行い、騒音源に近接する場所において作業が行われる単位作業場所にあつては、加えて作業環境測定基準第4条第3号に定める方法による等価騒音レベルの測定（以下別紙1において「B測定」という。）を行うこと。

(2) 測定は、作業が定常的に行われている時間帯に、1測定点について10分以上継続して行うこと。

2 測定結果の評価

事業者は、1による作業環境測定を行った後、単位作業場所ごとに、次の表により、結果の評価を行うこと。

		B測定		
		85dB未満	85dB以上 90dB未満	90dB以上
A測定 平均値	85dB未満	第Ⅰ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	85dB以上 90dB未満	第Ⅱ管理区分	第Ⅱ管理区分	第Ⅲ管理区分
	90dB以上	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分	第Ⅲ管理区分

備考

- 「A測定平均値」は、測定値を算術平均して求めること。
- 「A測定平均値」の算定には、80dB未満の測定値は含めないこと。
- A測定のみを実施した場合は、表中のB測定の欄は85dB未満の欄を用いて評価を行うこと。

3 評価結果に基づく措置

事業者は、2による評価の結果に基づき、管理区分ごとに、それぞれ次の措置を講ずること。
なお、手持動力工具を使用する業務については、第Ⅰ管理区分に区分されることが継続している場所である場合を除き、当該業務に従事する労働者に対し、聴覚保護具を使用させること。

(1) 第Ⅰ管理区分の場合

当該場所における作業環境の継続的維持に努めること。

(2) 第Ⅱ管理区分の場合

ア 標識によって、当該場所が第Ⅱ管理区分であることを明示する等の措置を講ずること。

イ 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、管理区分が第Ⅰ管理区分となるよう努めること。

ウ 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、聴覚保護具を使用させること。

(3) 第Ⅲ管理区分の場合

ア 標識によって、当該場所が第Ⅲ管理区分であることを明示する等の措置を講ずること。

イ 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、管理区分が第Ⅰ管理区分又は第Ⅱ管理区分となるよう努めること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について、当該措置を講ずる直前に行った作業環境測定と同様の方法で作業環境測定を行い、その結果の評価を行うこと。

ウ 騒音作業に従事する労働者に聴覚保護具を使用させた上で、その使用状況を管理者に確認させるとともに、聴覚保護具の使用について、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、見やすい場所に掲示すること。

4 測定結果等の記録

事業者は、作業環境測定を実施し、測定結果の評価を行ったときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- ① 測定日時
- ② 測定方法
- ③ 測定箇所
- ④ 測定条件
- ⑤ 測定結果
- ⑥ 評価日時
- ⑦ 評価箇所
- ⑧ 評価結果
- ⑨ 測定及び評価を実施した者の氏名
- ⑩ 測定及び評価の結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

別紙2 定点測定による等価騒音レベルの測定

1 定点測定の方法

(1) 騒音源に近接する場所において作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、当該作業が行われる位置において、作業環境測定基準第4条第3号に定める方法による等価騒音レベルの測定（以下別紙2及び4において「定点測定」という。）を行うこと。

(2) 測定は、作業が定常的に行われている時間帯に、1測定点について10分間以上継続して行うこと。

2 測定結果に基づく措置

事業者は、1による定点測定の結果に基づき、次の措置を講ずること。なお、手持動力工具を使用する業務については、等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場合を除き、当該業務に従事する労働者に対し、聴覚保護具を使用させること。

(1) 85dB未満の場合

当該場所における作業環境の継続的維持に努めること。

(2) 85dB以上90dB未満の場合

ア 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、等価騒音レベルが85dB未満となるよう努めること。

イ 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、聴覚保護具を使用させること。

(3) 90dB以上の場合

ア 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、等価騒音レベルが85dB未満となるよう努めること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について、当該措置を講ずる直前に行った定点測定と同様の方法で定点測定を行うこと。

イ 騒音作業に従事する労働者に聴覚保護具を使用させた上で、その使用状況を管理者に確認させるとともに、聴覚保護具の使用について、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、当該作業場の見やすい場所に掲示すること。

3 測定結果等の記録

事業者は、定点測定を実施したときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- ① 測定日時
- ② 測定方法
- ③ 測定対象となる騒音作業
- ④ 測定箇所
- ⑤ 測定条件
- ⑥ 測定結果
- ⑦ 測定を実施した者の氏名
- ⑧ 測定結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

別紙3 個人ばく露測定による等価騒音レベルの測定

1 個人ばく露測定の方法

(1) 使用する機器

ア 測定に使用するばく露計は等価騒音レベルを測定できる必要があることから、JIS C1509-1又はIEC 61252に規定する精度を満たすものとする。

イ 場所によっては、防爆性能を有するばく露計を選定して使用する必要があること。

(2) 測定方法

ア 同種の業務を行うグループごとに1台以上のばく露計による測定を行うこと。

イ ばく露計のマイクロホン部分を測定対象者の頭部、首又は肩の近くに装着すること。

ウ 測定者は、測定対象者に、終日又は半日、ばく露計を装着させたままで騒音作業を行わせることにより、騒音作業に従事する時間の等価騒音レベルを測定すること。ただし、2時間ごとに反復継続する作業を行うことが明らかな場合等、一定時間の測定を行うことで作業時間全体の等価騒音レベルを算定することが可能な場合は、測定の開始から終了までの時間が1時間以上であれば、測定時間を短縮して差し支えない。

エ 測定者は、測定を開始する前に、測定対象者にばく露計が正しく装着されていることを確認すること。測定対象者は、測定中にばく露計が落下したり、マイクロホン部分が作業着等で覆われたりすることがないように、注意すること。

なお、測定をしている間、測定者の立会いは不要であること。

2 測定結果に基づく措置

事業者は、1による測定の結果に基づき、次の措置を講ずること。なお、手持動力工具を使用する業務については、等価騒音レベルが継続的に85dB未満である場合を除き、当該業務に従事する労働者に対し、聴覚保護具を使用させること。

(1) 85dB未満の場合

当該場所における作業環境の継続的維持に努めること。

(2) 85dB以上90dB未満の場合

ア 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、等価騒音レベルが85dB未満となるよう努めること。

イ 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、聴覚保護具を使用させること。

(3) 90dB以上の場合

ア 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、等価騒音レベルが85dB未満となるよう努めること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について、当該措置を講ずる直前に行った個人ばく露測定と同様の方法で個人ばく露測定を行うこと。

イ 騒音作業に従事する労働者に聴覚保護具を使用させた上で、その使用状況を管理者に確認させるとともに、聴覚保護具の使用について、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、当該作業場の見やすい場所に掲示すること。

3 測定結果等の記録

事業者は、個人ばく露測定を実施したときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- ① 測定日時
- ② 測定方法
- ③ 測定対象となる騒音作業及び対象者
- ④ 測定箇所
- ⑤ 測定条件
- ⑥ 測定結果
- ⑦ 測定を実施した者の氏名
- ⑧ 測定結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

別紙4 等価騒音レベルの推計

1 推計の方法

等価騒音レベルの推計は、対象となる騒音作業ごとに、次の式により行うこと。

音響パワーレベルは、機械等の騒音源が放射する音のエネルギーをレベル表示したものであり、機械等に騒音値として表示されているものを参考にする。

なお、周囲に建物や壁等がある場合、音の反響の影響から、当該推計値と比較して、騒音レベルが高くなる可能性が大きいことから、等価騒音レベルの把握方法として推計を用いることは適切でないことに留意すること。

$$L_p = L_w - 20 \log r - 8$$

L_p (dB)：推計値

L_w (dB)：音響パワーレベル

r (m)：騒音源からの距離

2 推計結果に基づく措置

事業者は、1による推計の結果に基づき、次の措置を講ずること。なお、手持動力工具を使用する業務については、等価騒音レベルが継続的に 85dB 未満である場合を除き、当該業務に従事する労働者に対し、聴覚保護具を使用させること。

(1) 85dB 未満の場合

当該場所における作業環境の継続的維持に努めること。

(2) 85dB 以上 90dB 未満の場合

ア 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、等価騒音レベルが 85dB 未満となるよう努めること。

イ 騒音作業に従事する労働者に対し、必要に応じ、聴覚保護具を使用させること。

(3) 90dB 以上の場合

ア 施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他の作業環境を改善するため必要な措置を講じ、等価騒音レベルが 85dB 未満となるよう努めること。

なお、作業環境を改善するための措置を講じたときは、その効果を確認するため、当該場所について改めて推計又は定点測定若しくは個人ばく露測定を行うこと。

イ 騒音作業に従事する労働者に聴覚保護具を使用した上で、その使用状況を管理者に確認させるとともに、聴覚保護具の使用について、作業中の労働者が容易に知ることができるよう、当該作業場の見やすい場所に掲示すること。

3 推計結果等の記録

事業者は、推計を実施したときは、その都度、次の事項を記録して、これを3年間保存すること。

- ① 推計日時
- ② 推計方法
- ③ 推計対象となる騒音作業
- ④ 推計箇所
- ⑤ 推計条件
- ⑥ 推計結果
- ⑦ 推計を実施した者の氏名
- ⑧ 推計結果に基づいて措置を講じたときは、当該措置の概要

VII. 特定化学物質障害予防規則による溶接ヒューム濃度の測定

令和3年4月1日より「溶接ヒューム」が、特定化学物質障害予防規則の規制対象になりました。また、溶接ヒュームが特定化学物質（第2類物質）に追加されたことにより、溶接ヒュームが出る金属アーク溶接作業は法令を遵守して注意しながら作業しなければなりません。

金属アーク溶接作業を継続して行う屋内作業場に係る溶接ヒューム濃度の測定は下記手順により進められます。

1 溶接ヒュームの濃度の測定(特化則第38条の 21第2項、測定等告示第1条))

- ・労働者の身体に装着する試料採取機器等により、空气中的溶接ヒュームの濃度を測定します。
- ・測定は、第一種作業環境測定士・作業環境測定機関等、十分な知識・経験を有する者により実施します。

2 換気装置の風量の増加等(特化則第38条の21第3,4項)

下記に該当する場合は、換気装置の風量の増加等を行わなくてもよいとされています。

- ・溶接ヒュームの濃度が、マンガンとして 0.05 mg/m^3 を下回る場合
 - ・同一事業場の類似の作業場での測定結果をもとに、予め十分検討した措置を実施している場合
- 満たさない場合は、溶接ヒュームの濃度測定の結果に応じて次の措置を講じます。

- ・換気装置の風量の増加
- ・溶接方法や母材、溶接材料等の変更による溶接ヒューム量の低減
- ・集じん装置による集じん
- ・移動式送風機による送風の実施

措置を講じたときは効果の確認のため、再度、溶接ヒュームの濃度の測定を行います。

3 呼吸用保護具を選択し労働者に使用させる(特化則第38条の21第6項、測定等告示第2条)

- ・次の式で「要求防護係数」を計算します。

$$\text{要求防護係数 } P F r = \frac{C}{0.05}$$

測定で得られた
マンガンの最大値
ばく露の基準値

- ・別表第1～5から「要求防護係数」を上回る「指定防護係数」を有する呼吸用保護具を選定します。
(溶接ヒュームは別表5参照。濃度に関わらず指定防護計数10以上のDS2やDL2、RS2、RL2以上の防じんマスクを着用)
- ・選定した呼吸用保護具を労働者に使用させます。

* 上記の呼吸用保護具を選定し、使用させるまでの間も、粉じん則の規定により有効な呼吸用保護具を使



用する必要があります。

4 毎年、フィットテストを実施する(特化則第38条の 21第7項、測定等告示第3条)

・面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合は、1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具の適切な装着の確認(フィットテスト)を行います。

・フィットテストは、十分な知識及び経験を有する者により実施します。JIS T8150等による方法でフィットテストを実施し「要求フィットファクタ」を上回っているかを確認します。

<要求フィットファクタ確認方法>

- ① 呼吸用保護具の外側・内側それぞれの測定対象物質の濃度を測定する。
- ② 次の計算式で「フィットファクタ」を求める。

$$FF = C_{out} / C_{in}$$

FF…フィットファクタ、C_{out}…呼吸用保護具の外側の濃度、C_{in}…呼吸用保護具の内側の濃度

- ③ 「フィットファクタ」が以下の「要求フィットファクタ」を上回っているか確認する。

呼吸用保護具の種類	要求フィットファクタ
全面形面体を有するもの	500
半面形面体を有するもの	100

- ④ 不合格の場合、着用者・呼吸用保護具・測定方法等の原因を検討する他、別のサイズ、形状、型式の呼吸用保護具を用いて、再度フィットテストを実施する。合格する面体がない場合は、フィットテストが不要なフード形やフェイスシールド形の呼吸用保護具も検討する。

5 記録を保存する(特化則第38条の21第7項～8項)

・1の測定や、2の効果の確認のための測定を行ったときは、必要事項を記録し、測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して3年を経過する日まで保存します。

・4のフィットテストを行った時は、確認を受けた者の氏名、確認の日時、装着の良否、外部に委託して行った場合は受託者の名称を記録し、これを3年間保存します。

別表第1（第二条関係）

防じんマスクの種類		指定防護係数	
取替え式	全面形面体	RS 3 又は RL 3	5 0
		RS 2 又は RL 2	1 4
		RS 1 又は RL 1	4
	半面形面体	RS 3 又は RL 3	1 0
		RS 2 又は RL 2	1 0
		RS 1 又は RL 1	4
使い捨て式	DS 3 又は DL 3	1 0	
	DS 2 又は DL 2	1 0	
	DS 1 又は DL 1	4	
備考 RS 1、RS 2、RS 3、RL 1、RL 2、RL 3、DS 1、DS 2、DS 3、DL 1、DL 2 及び DL 3 は、防じんマスクの規格（昭和 63 年労働省告示第 19 号）第一条第三項の規定による区分であること。			

別表第2（第二条関係）

電動ファン付き呼吸用保護具の種類		指定防護係数	
全面形面体	S 級	P S 3 又は P L 3	1, 0 0 0
	A 級	P S 2 又は P L 2	9 0
	A 級又は B 級	P S 1 又は P L 1	1 9
半面形面体	S 級	P S 3 又は P L 3	5 0
	A 級	P S 2 又は P L 2	3 3
	A 級又は B 級	P S 1 又は P L 1	1 4
フード形又はフェイスシールド形	S 級	P S 3 又は P L 3	2 5
	A 級		2 0
	S 級又は A 級	P S 2 又は P L 2	2 0
	S 級、A 級又は B 級	P S 1 又は P L 1	1 1
備考 S 級、A 級及び B 級は、電動ファン付き呼吸用保護具の規格（平成 26 年厚生労働省告示第 455 号）第一条第四項の規定による区分（別表第 4 において同じ。）であること。P S 1、P S 2、P S 3、P L 1、P L 2 及び P L 3 は、同条第五項の規定による区分（同表において同じ。）であること。			

別表第3（第二条関係）

その他の呼吸用保護具の種類		指定防護係数	
罐頭式呼吸器	全面形面体	圧縮酸素形かつ陽圧形	1 0, 0 0 0
		圧縮酸素形かつ陰圧形	5 0
		酸素発生形	5 0
	半面形面体	圧縮酸素形かつ陽圧形	5 0
		圧縮酸素形かつ陰圧形	1 0
		酸素発生形	1 0
空気呼吸器	全面形面体	プレッシャデマンド形	1 0, 0 0 0
		デマンド形	5 0
	半面形面体	プレッシャデマンド形	5 0
		デマンド形	1 0
エアラインマスク	全面形面体	プレッシャデマンド形	1, 0 0 0
		デマンド形	5 0
		一定流量形	1, 0 0 0
	半面形面体	プレッシャデマンド形	5 0
		デマンド形	1 0
		一定流量形	5 0
フード形又はフェイスシールド形	一定流量形	2 5	
ホースマスク	全面形面体	電動送風機形	1, 0 0 0
		手動送風機形又は動力吸引形	5 0
	半面形面体	電動送風機形	5 0
		手動送風機形又は動力吸引形	1 0
	フード形又はフェイスシールド形	電動送風機形	2 5

別表第4（第二条関係）

【製造者が指定防護係数を上回ることを明らかにする書面を添付している場合】

呼吸用保護具の種類	指定防護係数	
半面形面体を有する電動ファン付き呼吸用保護具	3 0 0	
フード形の電動ファン付き呼吸用保護具	S 級かつ P S 3 又は P L 3	
フェイスシールド形の電動ファン付き呼吸用保護具		1, 0 0 0
フード形のエアラインマスク	一定流量形	3 0 0
		1, 0 0 0

別表第5（鉛則第58条、特化則第38条の21、特化則第43条及びび粉じん則第27条）

防じんマスクの種類			オイルミストの有無
取替え式	全面形面体	RS3、RL3、RS2、RL2	混在しない
	半面形面体	RS3、RL3、RS2、RL2	
使い捨て式		DS3、DL3、DS2、DL2	
取替え式	全面形面体	RL3、RL2	混在する
	半面形面体	RL3、RL2	
使い捨て式		DL3、DL2	

VIII. 個人ばく露測定について

個人ばく露測定とは、労働者の有害物のばく露量を把握するために行うリスクアセスメントの手法の一つで、労働者の健康障害防止を目的としています。有害物を扱う作業者にサンプラーを装着して呼吸域の気体を捕集し、対象物質の分析を行います。そして、分析結果を濃度基準値等と比較することにより健康リスクの評価を行います。

個人ばく露測定では、作業者のばく露量を直接評価でき、リスクを精度良く見積ることができるのが特長です。一方、作業環境測定は、職場環境(作業場)の状態を把握するための測定になります。一般的には、個人ばく露測定の方が作業環境測定よりリスクの評価法として優れており、測定値としてはより高目になると言われています。

個人ばく露測定と作業環境測定の比較

	個人ばく露測定	作業環境測定
関係法令	安衛則第 34 条の 2 の 7 第 2 項	労働安全衛生法第 65 条
主な目的	リスクアセスメント	作業環境管理
測定方法	作業者が個人サンプラーを装着	作業環境測定士による測定
評価方法	ばく露濃度(8 時間ばく露量又は短時間(15 分間)ばく露量)を濃度基準値と比較※	各測定点の濃度とばらつきより管理区分を決定
評価基準	濃度基準値等	管理濃度

※濃度基準値は表 1、表 2 を参照。濃度基準値が設定されていない場合は、ばく露限界値と比較することもある。ばく露限界値とは、ほぼすべての労働者が 1 日 8 時間、週に 5 日間くり返しばく露しても健康に影響を受けないと考えられる値(8 時間)に加え、短時間の評価に使用する値を持つ化学物質も存在する。

・ばく露限界値(8 時間)…日本産業衛生学会の許容濃度、ACGIH(米国産業衛生専門官会議)の TLV-TWA

・ばく露限界値(短時間)…ACGIH の短時間ばく露限度(TLV-STEL)または天井値(TLV-C)。これらがない物質は、8 時間ばく露限界値の 3 倍値をばく露限界値(短時間)とみなす。

個人ばく露測定の進め方 (参考:日本産業衛生学会)

① 作業場の事前調査

作業内容を確認の上、取り扱う化学物質の選定し、リスクアセスメントの対象とする化学物質を選択する。CREATE-SIMPLE 等の適切な方法によってリスクアセスメントを実施し、その結果から測定の実施が必要なばく露作業を選定する。

② 測定計画立案

被測定者は、同じ作業場内で同じまたは類似した作業内容、作業条件、作業時間、取扱い物質等によ

りばく露リスクが類似した作業グループの中からランダムに選択する(当日非定常作業をする人は対象から除外)。サンプル数は必要とする精度で考慮する(5 点以上を推奨するが、簡単に測定する場合などは1点でも可)。

③ サンプルングの方法と条件の設定

作業内容や目的を踏まえて長時間測定、短時間測定各々を計画する。長時間測定での測定時間は8時間が基本。状況に応じて測定時間の短縮や、短時間測定の結果を用いた8時間評価も可能。

サンプルの採取方法はアクティブサンプリング、またはパッシブサンプリング。ばく露限界値の1/10の気中濃度を測定できるように、サンプラーの種類やポンプの流速、測定時間を選択。アクティブサンプラーの採取口やパッシブサンプラーは呼吸域に取り付ける。

また、検知管やリアルタイムモニター等の簡易測定法の活用も有効。

被測定者に記録用紙を渡し、作業の内容と時間、状況等の記録を依頼。

④ 測定値の評価

測定値は以下の手順で解析する。

- ・異常値の有無を確認し、異常値を棄却。
- ・測定値が定量下限値以下 (LOD)の場合、そのデータはND (ゼロ)ではなく、定量下限値または定量下限値/2として解析。
- ・各データの測定時間と測定結果から、データごとに8時間時間加重平均値を算出。
- ・得られた8時間時間加重平均値を用いて、下記の統計指標値を算出。

統計指標値	算出方法
算術平均値 (AM)	$AM = (x_1 + x_2 + \dots + x_n) / n$
幾何平均値 (GM)	$\log GM = \frac{\sum \log x_i}{n}$
幾何標準偏差 (GSD)	$\log GSD = \sqrt{\frac{\sum (\log x_i)^2 - n(\log GM)^2}{n - 1}}$
対数正規分布の上側95%値 (X_{95})	$\log(X_{95}) = \log(GM) + 1.645 \times \log(GSD)$

GM, GSD, X_{95} の算出方法は作業環境測定と同じ。AMの算出方法は作業環境測定と異なる点に注意。サンプル数が4以下の場合は下表の方法を使用。

n=	算術平均値 (AM)	対数正規分布の上側 95% 値 (X_{95})
1	その値を AM とする	AM の 3 倍値とする ($AM \times 3 = X_{95}$)
2	サンプルデータから そのまま算出する	
3		
4		

短時間の測定値の取扱いは以下のとおり。

- ・短時間ばく露限界値 (TLV-STEL) を評価基準に用いる場合
測定時間が 15 分以下のときは 15 分間の時間加重平均とし、15 分超の場合はそのまま用いる。
- ・天井値 (TLV-C) または日本産業衛生学会の最大許容濃度を評価基準に用いる場合
換算せずそのまま用いる。

⑤ 個人ばく露測定の管理区分の判定

- ・AM, X_{95} と OEL を比較し、結果の判定を行う。
(AM:算術平均値、 X_{95} : 対数正規分布の上側 95%値、OEL:ばく露限界値)
- ・管理区分 1(1A、1B、1C)、2(2A、2B)、3 に分けて評価する。
(ここでの管理区分 (1、2、3) は作業環境測定の管理区分 (1、2、3) と実質的な定義は同じだが、作業環境測定では OEL の代わりに管理濃度を使用するので、これらの管理区分は異なるものである)

管理区分	定義		状況
1A	$X_{95} < OEL$ かつ	$X_{95} < (OEL \times 10\%)$	極めて良好
1B		$AM < (OEL \times 10\%)$	十分に良好
1C		$(OEL \times 10\%) \leq AM$	良好
2A	$AM \leq OEL$ < X_{95} かつ	$AM \leq (OEL \times 50\%)$	現対策の有効性を精査, 更なるばく露低減に努める
2B		$(OEL \times 50\%) < AM$	ばく露低減策を行う
3	$OEL < AM$		ばく露低減策を速やかに行う

⑥ リスク低減措置の検討

対策の策定は下記を踏まえて表の優先順位に沿って検討する。

- ・決定された管理区分に応じてリスク低減措置を検討
- ・ばく露測定・評価結果を作業場の管理者に予備的に報告
- ・対策案を検討しアドバイス: 効果的で合理的 (低コスト) なもの、実現性の高いもの。作業場の状況、職場管理者・作業者の意見等を考慮。

健康管理は、ばく露が高いと判断された同等ばく露グループ (SEG) に対して実施する。

- ・特殊健康診断，健康状態の確認，バイオロジカルモニタリング（可能な場合），継続的監視など

優先順	対 策	内容（例，丸数字は優先順）
1	作業環境管理	①有害物質の使用中止，有害性の少ない物質への転換 ②運転条件の変更，取り扱う化学物質等の形状等の変更 ③密閉化，遠隔操作，隔離 ④局所排気装置，全体換気
2	作業管理	①作業姿勢，動作，位置等の最適化 ②汚染器具・用具の管理，作業場の3S ③保護具（注：最後の手段）
3 （適宜実施）	周知・教育	①SDSの配備，容器のラベル ②有害性，作業方法等に関する教育 ③マニュアル，手順書
4 （適宜実施）	健康管理	①健康状態の確認，適正配置 ②緊急時，異常なばく露時の健康状態の確認

⑦ 報告とフォローアップ

結果を報告する

- ・一般に統括管理者から作業場の管理責任者に宛てた文書で報告
- ・個人の測定の結果は被測定者個々人にも報告することを推奨
- ・報告の内容：測定目的，方法，結果，評価と判定，対策案の提案・勧告等
- ・測定結果は医療情報とは異なり「個人情報」ではないが，不用意な公開等は避ける

対策を実施（確認と変更管理）

- ・統括管理者が勧告した事項は，事業場の仕組みに組み込み，対策完了まで監視（安全衛生委員会、労働安全衛生マネジメントシステムなどを活用）
- ・統括管理者は，作業場の管理者から作業の変更に関する情報の提供を常に受ける（変更の発生時は適宜、リスク再評価・測定や追加対策などを実施。（「変更管理」という））

再評価及び再測定を実施する

- ・原則として定期的に作業場の評価（現場観察等）を行い，前回の調査時からの変化を確認する。変化の発生時は変更管理（上記）を実施。
- ・その頻度は以下の表を参考に総合的に考察して決定（前回のリスク管理区分や評価の信頼性、物質の有害性の程度など）

再評価/ 再測定	管理区分（前回評価）					
	3	2B	2A	1C	1B	1A
再評価	6月*	6月*	6月(6月~1年)	6月(6月~2年)	1年(1~3年)	2年(2~3年)
再測定	6月*(6月~1年)	6月*(6月~1年)	6月(6月~2年)	1年(1~3年)	2年(1~3年)	3年(1~5年)

（カッコ内は，状況判断により変更可能な範囲を示す）

*リスク低減措置を行うことが優先で，この頻度での再評価・測定は特別な場合に限る。

表 1. 労働安全衛生規則第 577 条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等(一覧) (67 物質:令和6年4月1日施行)

物質名	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸エチル	2 ppm	－
アクリル酸メチル	2 ppm	－
アクロレイン	－	0.1 ppm※ 1
アセチルサリチル酸 (別名アスピリン)	5 mg/m ³	－
アセトアルデヒド	－	10 ppm
アセトニトリル	10 ppm	－
アセトンシアノヒドリン	－	5 ppm
アニリン	2 ppm	－
1-アリルオキシ-2, 3-エポキシプロパン	1 ppm	－
アルファ-メチルスチレン	10 ppm	－
イソプレン	3 ppm	－
イソホロン	－	5 ppm
一酸化二窒素	100 ppm	－
イブシロン-カプロラクタム	5 mg/m ³	－
エチリデンノルボルネン	2 ppm	4 ppm
2-エチルヘキサン酸	5 mg/m ³	－
エチレングリコール	10 ppm	50 ppm
エチレンクロロヒドリン	2 ppm	－
エピクロロヒドリン	0.5 ppm	－
2, 3-エポキシ-1-プロパノール※ 2	－	－
塩化アリル	1 ppm	－
オルト-アニシジン	0.1 ppm	－
キシリジン	0.5 ppm	－
クメン	10 ppm	－
グルタルアルデヒド	－	0.03 ppm※ 1
クロロエタン (別名塩化エチル)	100 ppm	－
クロロピクリン	－	0.1 ppm※ 1
酢酸ビニル	10 ppm	15 ppm
ジエタノールアミン	1 mg/m ³	－
ジエチルケトン	－	300 ppm
シクロヘキシルアミン	－	5 ppm

ジクロロエチレン（1，1-ジクロロエチレンに限る。）	5 ppm	-
2，4-ジクロロフェノキシ酢酸	2 mg/m ³	-
1，3-ジクロロプロペン	1 ppm	-
2，6-ジ-ターシャリーブチル-4-クレゾール	10 mg/m ³	-
ジフェニルアミン	5 mg/m ³	-
ジボラン	0.01 ppm	-
N，N-ジメチルアセトアミド	5 ppm	-
ジメチルアミン	2 ppm	-
臭素	-	0.2 ppm
しょう脳	2 ppm	-
タリウム	0.02 mg/m ³	-
チオリン酸O，O-ジエチル-O-（2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル）（別名ダイアジノン）	0.01 mg/m ³	-
テトラエチルチウラムジスルフィド（別名ジスルフィラム）	2 mg/m ³	-
テトラメチルチウラムジスルフィド（別名チウラム）	0.2 mg/m ³	-
トリクロロ酢酸	0.5 ppm	-
1，2，3-トリクロロプロパン※2	-	-
1-ナフチル-N-メチルカルバメート（別名カルバリル）※4	0.5 mg/m ³	-
ニッケル	1 mg/m ³	-
ニトロベンゼン	0.1 ppm	-
ノルマル-ブチル=2，3-エポキシプロピルエーテル※2	-	-
N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル（別名ベノミル）	1 mg/m ³	-
パラ-ジクロロベンゼン	10 ppm	-
パラ-ターシャリーブチルトルエン	1 ppm	-
ヒドラジン及びその一水和物	0.01 ppm	-
ヒドロキノン	1 mg/m ³	-
ピフェニル	3 mg/m ³	-
ピリジン	1 ppm	-
フェニルオキシラン	1 ppm	-

フェニルヒドラジン※2	-	-
フェニレンジアミン（オルト-フェニレンジアミンに限る。）※2	-	-
2-ブテナール	-	0.3 ppm※1
フルフラール	0.2 ppm	-
フルフリルアルコール	0.2 ppm	-
1-ブロモプロパン	0.1 ppm	-
2-ブロモプロパン※2	-	-
ほう酸及びそのナトリウム塩（四ほう酸ナトリウム十水合物（別名ホウ砂）に限る。）	ホウ素として 0.1 mg/m ³	ホウ素として 0.75 mg/m ³
メタクリロニトリル	1 ppm	-
メチル-ターシャリー-ブチルエーテル（別名MTBE）	50 ppm	-
4, 4'-メチレンジアニリン	0.4 mg/m ³	-
りん化水素	0.05 ppm	0.15 ppm
りん酸トリトリル（りん酸トリ（オルト-トリル）に限る。）	0.03 mg/m ³	-
レソルシノール	10 ppm	-

備考

- 1 八時間濃度基準値及び短時間濃度基準値の値は、温度 25 度、1 気圧の空気中における濃度を示す。
- 2 ※1 の付されている短時間濃度基準値については、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和 5 年 4 月 27 日付け技術上の指針公示第 24 号）5-1 の(2)のイの規定を適用するとともに、同指針 5-2 の(3)の規定の適用の対象となる天井値として取り扱うものとする。
- 3 ※2 の付されている物質については、発がん性が明確であるため、長期的な健康影響が生じない安全な閾値としての濃度基準値を設定できない物質である。事業者は、この物質に労働者がばく露される程度を最小限度にしなければならない。

表 2. 労働安全衛生規則第 577 条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準等(一覧) (112 物質:令和7年4月1日施行)

物質名	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
アクリル酸	2 ppm	—
アクリル酸ノルマル-ブチル	2 ppm	—
2-アミノエタノール	20 mg/m ³	—
3-アミノ-1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名アミトロール)	0.2 mg/m ³	—
アリルアルコール	0.5 ppm	—
アリル-ノルマル-プロピルジスルフィド	—	1 ppm
3-(アルファ-アセトニルベンジル)-4-ヒドロキシクマリン (別名ワルファリン)	0.01 mg/m ³	—
3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	0.005 ppm	—
イソシアン酸メチル	0.02 ppm	0.04 ppm
イソプロピルアミン	2 ppm	—
イソプロピルエーテル	250 ppm	500 ppm
エチルアミン	5 ppm	—
エチル-セカンダリ-ペンチルケトン	10 ppm	—
エチル-パラ-ニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト (別名E P N)	0.1 mg/m ³	—
エチレングリコールモノブチルエーテルアセタート	20 ppm	—
エチレングリコールモノメチルエーテルアセタート	1 ppm	—
エチレンジアミン	10 ppm	—
2, 3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	0.1 ppm	—
塩化ベンジル※2	—	—
塩化ホスホリル	0.6 mg/m ³	—
1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 8-オクタクロロ-2, 3, 3a, 4, 7, 7a-ヘキサヒドロ-4, 7-メタノ-1H-インデン (別名クロルデン)	0.5 mg/m ³	—
オゾン	—	0.1 ppm
過酸化水素	0.5 ppm	—
カーボンブラック	レスピラブル粒子として 0.3 mg/m ³	—

ギ酸メチル	50 ppm	100 ppm
クロム	0.5 mg/m ³	—
2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン (別名アトラジン)	2 mg/m ³	—
クロロ酢酸	0.5 ppm	—
クロロジフルオロメタン (別名HCFC-22)	1,000 ppm	—
2-クロロ-1, 1, 2-トリフルオロエチルジフルオロメチルエーテル (別名エンフルラン)	20 ppm	—
酢酸	—	15 ppm
酢酸ブチル (酢酸ターシャリーブチルに限る。)	20 ppm	150 ppm
三塩化りん	0.2 ppm	0.5 ppm
酸化亜鉛	レスピラブル粒子として0.1 mg/m ³	—
酸化カルシウム	0.2 mg/m ³	—
酸化メシチル	2 ppm	—
ジアセトンアルコール	20 ppm	—
2-シアノアクリル酸メチル	0.2 ppm	1 ppm
2-(ジエチルアミノ)エタノール	2 ppm	—
ジエチルアミン	5 ppm	15 ppm
ジエチル-パラ-ニトロフェニルチオホスフェイト (別名パラチオン)	0.05 mg/m ³	—
ジエチレングリコールモノブチルエーテル※3	60 mg/m ³	—
シクロヘキサン	100 ppm	—
ジクロロエタン (1, 1-ジクロロエタンに限る。)	100 ppm	—
ジクロロジフルオロメタン (別名CFC-12)	1,000 ppm	—
ジクロロテトラフルオロエタン (別名CFC-114)	1,000 ppm	—
ジクロロフルオロメタン (別名HCFC-21)	10 ppm	—
ジシクロペンタジエン	0.5 ppm	—
ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[(4-オキソ-1, 2, 3-ベンゾトリアジン-3 (4H)-イル)メチル] (別名アジンホスメチル)	1 mg/m ³	—
ジフェニルエーテル	1 ppm	—
N, N-ジメチルアニリン	25 mg/m ³	—
水酸化カルシウム	0.2 mg/m ³	—

すず及びその化合物（ジブチルスズ＝オキシドに限る。）	すずとして 0.1 mg /m ³	－
すず及びその化合物（ジブチルスズ＝ジクロリドに限る。）	すずとして 0.1 mg /m ³	－
すず及びその化合物（ジブチルスズ＝ジラウラート及びジブチルスズ＝ジラウラート及びジブチルスズ＝マレアートに限る。）	すずとして 0.1 mg /m ³	－
すず及びその化合物（ジブチルスズビス（イソオクチル＝チオグリコレート）に限る。）	すずとして 0.1 mg /m ³	－
すず及びその化合物（テトラブチルスズに限る。）	すずとして 0.2 mg /m ³	－
すず及びその化合物（トリフェニルスズ＝クロリドに限る。）	すずとして 0.003 mg/m ³	－
すず及びその化合物（トリブチルスズ＝クロリドに限る。）	すずとして 0.05 mg/m ³	－
すず及びその化合物（トリブチルスズ＝フルオリドに限る。）	すずとして 0.05 mg/m ³	－
すず及びその化合物（ブチルトリクロロスズに限る。）	すずとして 0.02 mg/m ³	－
セレン	0.02 mg/m ³	－
テトラエチルピロホスフェイト（別名TEPP）	0.01 mg/m ³	－
テトラクロロジフルオロエタン（別名CFC-112）	50 ppm	－
トリエタノールアミン	1 mg/m ³	－
トリクロロエタン（1, 1, 2-トリクロロエタンに限る。）	1 ppm	－
1, 1, 2-トリクロロ-1, 2, 2-トリフルオロエタン	500 ppm	－
1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス（4-メトキシフェニル）エタン（別名メトキシクロル）	1 mg/m ³	－
2, 4, 5-トリクロロフェノキシ酢酸	2 mg/m ³	－
トリニトロトルエン	0.05 mg/m ³	－
トリブプロモタン	0.5 ppm	－
トリメチルアミン	3 ppm	－
トリメチルベンゼン	10 ppm	－
二酸化窒素	0.2 ppm	－

ニトロエタン	10 ppm	-
ニトログリセリン	0.01 ppm	-
ニトロプロパン（1-ニトロプロパンに限る。）	2 ppm	-
ニトロメタン	10 ppm	-
ノナン（ノルマル-ノナンに限る。）	200 ppm	-
ノルマル-ブチルエチルケトン	70 ppm	-
パラ-アニシジン	0.5 mg/m ³	-
パラ-ニトロアニリン	3 mg/m ³	-
砒(ひ)素及びその化合物（アルシンに限る。）※2	-	-
ビニルトルエン	10 ppm	-
N-ビニル-2-ピロリドン	0.01 ppm	-
フェニレンジアミン（パラ-フェニレンジアミン及びメタ-フェニレンジアミンに限る。）	0.1 mg/m ³	-
フェノチアジン	0.5 mg/m ³	-
ブタノール（ターシャリーブタノールに限る。）	20 ppm	-
フタル酸ジエチル	30 mg/m ³	-
フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	0.5 mg/m ³	-
フタル酸ビス（2-エチルヘキシル）（別名DEHP）	1 mg/m ³	-
プロピオン酸	10 ppm	-
プロピレングリコールモノメチルエーテル	50 ppm	-
ブロモトリフルオロメタン	1,000 ppm	-
ヘキサクロロエタン	1 ppm	-
1, 2, 3, 4, 10, 10-ヘキサクロロ-6, 7-エポキシ-1, 4, 4a, 5, 6, 7, 8, 8a-オクタヒドロ-エンド-1, 4-エンド-5, 8-ジメタノナフタレン（別名エンドリン）	0.1 mg/m ³	-
ヘキサメチレン=ジイソシアネート	0.005 ppm	-
ヘプタン（ノルマル-ヘプタンに限る。）	500 ppm	-
1, 2, 4-ベンゼントリカルボン酸1, 2-無水物	0.0005 mg/m ³	0.002 mg/m ³
ペンタン（ノルマル-ペンタン及び2-メチルブタンに限る。）	1,000 ppm	-
無水酢酸	0.2 ppm	-
無水マレイン酸	0.08 mg/m ³	-
メタクリル酸	20 ppm	-

メタクリル酸 2, 3-エポキシプロピル※2	-	-
メタクリル酸メチル	20 ppm	-
メチラール	1,000 ppm	-
N-メチルアニリン	2 mg/m ³	-
メチルアミン	4 ppm	-
N-メチルカルバミン酸 2-イソプロピルオキシフェニル (別名プロポキスル)	0.5 mg/m ³	-
5-メチル-2-ヘキサノン	10 ppm	-
2-メチル-2, 4-ペンタンジオール	120 mg/m ³	-
メチレンビス(4, 1-シクロヘキシレン) = ジイソシア ネート	0.05 mg/m ³	-
1-(2-メトキシ-2-メチルエトキシ)-2-プロパ ノール	50 ppm	-
沃(よう)素	0.02 ppm	-
りん酸	1 mg/m ³	-
りん酸ジメチル = 1-メトキシカルボニル-1-プロペン -2-イル (別名メビンホス)	0.01 mg/m ³	-
りん酸トリ-ノルマル-ブチル	5 mg/m ³	-
りん酸トリフェニル	3 mg/m ³	-
六塩化プタジエン	0.01 ppm	-

備考

※2の内容は前表に記した[67物質：令和6年4月1日施行]のものと同様。